

パブリックコメント用

第4次宮古島市男女共同参画計画
うい・ずう プラン
(案)

令和4年1月
沖縄県 宮古島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の背景.....	4
第2章 宮古島市の現状.....	7
1 人口の推移と人口構成	7
2 未婚者（生涯未婚率）の推移.....	8
3 女性の年齢階級別の労働力率.....	9
第3章 計画の基本的な考え方.....	10
1 計画の基本理念	10
2 計画の基本目標	10
3 施策の体系.....	11
第4章 計画の内容.....	12
基本目標Ⅰ 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現.....	12
基本目標Ⅱ 個性と能力を認め合う社会の実現	22
基本目標Ⅲ 一人ひとりが自立する社会の実現	29
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現.....	36
第5章 計画の推進.....	43
1 全庁的な推進体制の確立.....	43
2 計画の進行管理	43
3 市民・事業者、関係機関との連携協働の推進.....	43
用語解説.....	44

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

世界的には戦後、国連により、世界人権宣言や婦人の参政権に関する条約の採択など、女性の人権における取り組みが推進されてきました。特に、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、翌年から 10 年を「国連婦人の十年」に設定し、世界女性会議の開催等の男女共同参画に関する取り組みの充実が図られました。昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、昭和 60（1985）年に日本も批准しました。

我が国の男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら、着実に進められてきました。また、平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が成立したことで、これに基づく政策推進の柱として、男女共同参画基本計画が策定されました。以降、第 5 次まで基本計画が更新されています。

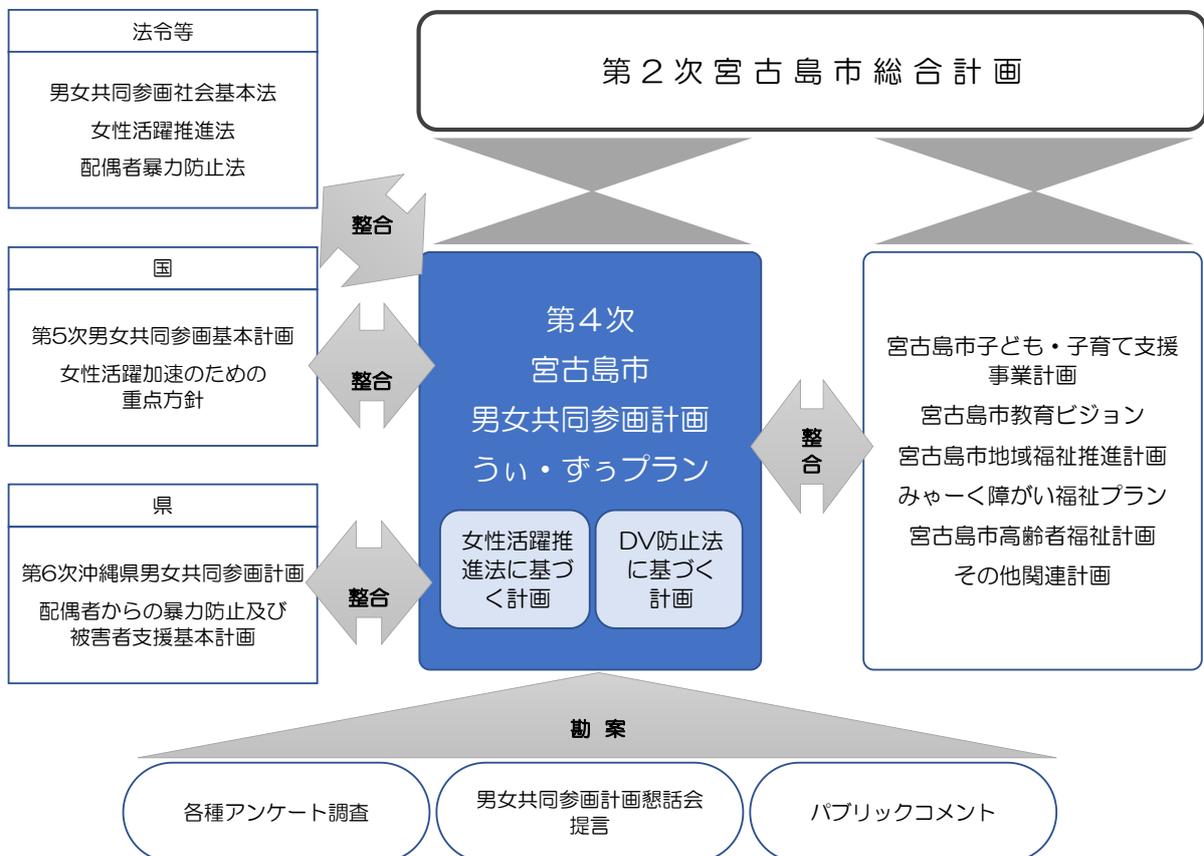
本市においては、平成 7（1995）年に旧平良市で女性行政係が設置され男女共同参画の取り組みが始まりました。合併後の平成 19（2007）年に「第 1 次宮古島市男女共同参画計画（うい・ずうプラン）」を策定して以来、様々な取り組みを推進してまいりましたが、市の将来構想にとっても男女共同参画社会の実現が必要不可欠であるとの認識の下、平成 30（2018）年 4 月には「宮古島市男女共同参画推進条例」の制定を行い、男女共同参画に係る様々な取り組みを更に推進する環境を整えております。

これまでの取り組みの成果もあり、令和 3（2021）年 9 月に実施した「宮古島市男女共同参画に関する小学生意識調査・中学生意識調査」（以下、「子ども意識調査」という）では、男女の地位の平等感について、家庭生活、学校教育、社会全体、いずれの場面でも男女の地位が「平等」とする回答が最も多く、また、令和 2（2020）年 1 月に実施した市民意識調査の結果でも、家庭、職場、教育の場においては男女が「平等」とする回答が最も多い結果となるなど、男女共同参画意識は着実に浸透してきています。しかしその一方、市民意識調査においては、地域・自治会における男女の地位について多くの市民（43.4%）が「男性が優遇」されていると回答しており、本市における男女共同参画社会の実現にはさらに努力が必要な状況と考えられます。

この度、現計画の計画期間が令和 3（2021）年度で終了することから、これまでの取り組みを検証し、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、「第 4 次宮古島市男女共同参画計画（うい・ずうプラン）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法【第9条及び第14条第3項】及び宮古島市男女共同参画推進条例に基づいて策定するものです。また、沖縄県の「第6次沖縄県男女共同参画計画」との整合性を確保しております。
- (2) この計画は、宮古島市男女共同参画懇話会より提言された、「第4次宮古島市男女共同参画計画の策定に向けて」の趣旨を斟酌して策定しました。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）【第3条及び第6条第2項】に規定された女性活躍推進計画、ならびに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法という）【第2条及び第2条の3第3項】に規定されたDV対策基本計画、それぞれの内容を包含し一体として策定するものです。
- (4) この計画は、「第2次宮古島市総合計画」の基本目標を構成する重要な要素であり、宮古島市子ども・子育て支援事業計画をはじめ、各種関連計画と整合性を確保した計画です。
- (5) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取り組みの方向性と具体的な施策を示し、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる行動計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

（1）男女共同参画社会づくりに向けた各種調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」（以下、「市民意識調査」という）、「子ども意識調査」及び「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」（以下、「事業所アンケート」という）を実施しました。

「市民意識調査」、「子ども意識調査」及び「事業所アンケート」の実施概要

	内 容		
調査対象	①：市内に居住する18歳から80歳の市民を対象として地域別人口・男女比で按分のうえ住民基本台帳から1,000人を無作為抽出 ②：市に所在する小学校に通うすべての小学5年生（563人） ③：市に所在する中学校に通うすべての中学2年生（559人） ④：国税庁法人登録データベースから市内の500事業所を無作為抽出		
調査方法	①：郵送配布、郵送回収 ②③：学校にて配布、回収 ④：郵送配布、郵送回収		
調査期間	①：令和2年1月7日～令和2年1月31日 ②：令和3年9月1日～令和3年10月1日 ③：令和3年9月1日～令和3年9月17日 ④：令和3年8月17日～令和3年9月10日		
回収件数	調査対象	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
	①：18歳から80歳の市民	196件 (196件)	19.6% (19.6%)
	②：小学5年生	496件 (496件)	88.1% (88.1%)
	③：中学2年生	503件 (503件)	90.0% (90.0%)
	④：事業所	107件 (107件)	21.4% (21.4%)

（2）宮古島市男女共同参画懇話会等における審議

本計画の策定にあたっては、知識経験者、関係団体を代表する者、市民等で構成する「宮古島市男女共同参画懇話会」等において、必要な事項について審議を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

令和4年1月から、市のホームページ及び企画政策部働く女性の家において計画案を公表し、市民からの意見を募集しました。

5 計画の背景

(1) 世界の動き

年	動き
昭和50年 (1975)	国際連合が「国際婦人年」と定めた年 メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」における「平等、発展、平和」を目標にした「世界行動計画」の採択をきっかけに、世界規模での男女平等を実現するための取り組みが行われるようになりました。
昭和54年 (1979)	国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において男女の平等を実現するために必要な条約が定められました。
平成7年 (1995)	北京で開催された第4回世界女性会議において、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と「北京宣言」や「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性への暴力など12の重大な問題に対する戦略的目標と、それに対して平成12（2000）年までに各国が取るべき行動が掲げられました。また、この「第4回世界女性会議」でDV防止法の基盤となる、女性への暴力、貧困についての問題が初めて取り上げられました。
平成17年 (2005)	「第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況を再確認し、「宣言」と「決議」が採択されました。
平成22年 (2010)	「第54回女性の地位委員会（北京+15）」を開催し、これまでの取り組みや今後の課題について確認されました。
平成27年 (2015)	国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

(2) 国の動き

年	動き
昭和60年 (1985)	職場での男女平等を確立するため、「勤労婦人福祉法」の大幅な改正を行うとともに、男女間における雇用機会の均等及び待遇の確保を目的とした「男女雇用機会均等法」を公布、その翌年に施行しました。
平成6年 (1994)	男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な施策の推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、推進体制の整備が行われました。また、男女共同参画審議会の答申による「男女共同参画ビジョン」に基づき、平成8（1996）年には新国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
平成11年 (1999)	男女共同参画を推進するうえで拠り所となる「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12（2000）年に基本法第13条に基づく法定計画として国の「男女共同参画基本計画」が策定されました。
平成13年 (2001)	中央省庁等改革により、「男女共同参画室」を改組して内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定されるなど、女性施策から男女共同参画の視点を反映させた施策への転換が図られました。 配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は、平成16（2004）年、平成19（2007）年、平成25（2013）年に一部改正が行われ、保護命令の拡充や適用対象の拡大などが図られています。

年	動き
平成 27 年 (2015)	女性の社会進出を後押しするための「女性活躍推進法」が制定され、国、地方公共団体、民間事業主に、女性の採用や管理職に占める女性の割合拡大など、女性活躍推進のための目標や取り組み等を計画する「一般事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました(令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から、労働者が 101 人以上 300 人以下の民間事業主についても義務化)。
令和 2 年 (2020)	「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう取り組みを進めること、また、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を実現すること、が新たな目標として示されています。

(3) 沖縄県の動き

年	動き
平成 5 年 (1993)	「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第 1 次)を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し各種施策が推進されてきました。
平成 14 年 (2002)	男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第 2 次)が策定されました。
平成 15 年 (2002)	県と県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「沖縄県男女共同参画推進条例」が制定されました。
平成 19 年 (2007)	「第 3 次沖縄県男女共同参画計画(後期)」が策定されました。
平成 24 年 (2012)	「第 4 次沖縄県男女共同参画計画」が策定されました。
平成 29 年 (2017)	「第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」が策定され、女性活躍推進法に基づく推進計画や子どもの貧困対策等が盛り込まれました。
令和 3 年 (2021)	「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」が策定されました。

(4) 宮古島市の動き

【合併前】

年	旧平良市の動き
平成 3 年 (1991)	5 月「働く婦人の家」開館
平成 7 年 (1995)	12 月 所管部課を福祉部社会課から総務部企画室へ改組、「女性行政係」を設置 「男女平等に関する意識調査」実施(市職員 600 人対象)
平成 8 年 (1996)	「女性の地位向上の歩み展」開催(市庁舎) 12 月 市内の各種女性団体による「平良市女性団体連絡会」結成支援
平成 9 年 (1997)	8 月「平良市男女の生活と意識に関する調査」実施(市民 500 人対象) 市女性職員及び市民女性有志 48 人が調査員ボランティアとして参加 12 月「男女共生社会をめざすひららプラン策定懇話会」発足
平成 11 年 (1999)	1 月 懇話会より市長へ提言 2 月「平良市男女共同参画推進委員会」を庁内に設置 3 月「平良市男女共同参画行動計画」(愛称“ゆいプラン”)策定

年	旧平良市の動き
平成13年 (2001)	4月 女性行政係と働く婦人の家業務を統合 総務部企画室に男女共同参画班を設置 6月「第1回きらきらひらら男女共同参画展」開催 8月「各種委員会・審議会等委員への女性登用を図るための運用方針」設定
平成14年 (2002)	3月 働く婦人の家の愛称を公募、“ゆいみなあ”に決定 (ゆい：相互扶助、助け合い、みなあ：[庭、広場、空間]=助け合いの場)
平成15年 (2003)	3月 地域女性人物史『時代(とき)を紡いで～宮古の女性たち～』発刊 10月「第1回DV防止に向けたロビー展」開催 11月「男女共同参画に関する職員アンケート」実施
平成16年 (2004)	3月 子育て情報誌『あすぴい』発刊 4月 懇話会から市長へ「第2次行動計画について」提言
平成17年 (2005)	3月 地域女性人物史続編『ていだぬ花(ばな)～宮古・伝承の女性たち～』発刊

年	旧城辺町、下地町、上野村、伊良部町の動き
平成11年 (1999)	城辺町、下地町、上野村では男女共同参画業務が事務分掌化

【合併後】

年	宮古島の動き
平成17年 (2005)	10月 宮古地区5市町村が合併、宮古島市となる 「働く婦人の家」を「働く女性の家」に名称変更 男女共同参画業務を働く女性の家から企画政策部企画調整課男女共同参画係へ変更 11月「宮古島市男女共同参画に関するアンケート」実施(市民920人対象)
平成18年 (2006)	4月 男女共同参画業務を企画政策部企画調整課男女共同参画係から同部働く女性の家へ変更 8月「宮古島市男女共同参画懇話会」発足 12月 懇話会から市長へ提言
平成19年 (2007)	3月「宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定
平成20年 (2008)	3月 子育て情報誌『あすぴい2』発刊
平成23年 (2011)	7月「宮古島市女性団体連絡協議会」結成支援
平成24年 (2012)	3月「第2次宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定
平成28年 (2016)	10月「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」実施(市民1,000人対象) 12月 懇話会から市長へ提言
平成29年 (2017)	3月「第3次宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定 10月「宮古島市男女共同参画に関する事業所アンケート」実施(事業所500社対象)
平成30年 (2018)	3月「宮古島市男女共同参画推進条例」の制定
令和2年 (2020)	1月「市民意識調査」実施(市民1,000人対象)
令和3年 (2021)	8月「事業所アンケート」実施(事業所500社対象) 9月「子ども意識調査」実施(1,122人対象) 12月 懇話会から市長へ提言
令和4年 (2022)	3月「第4次宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定

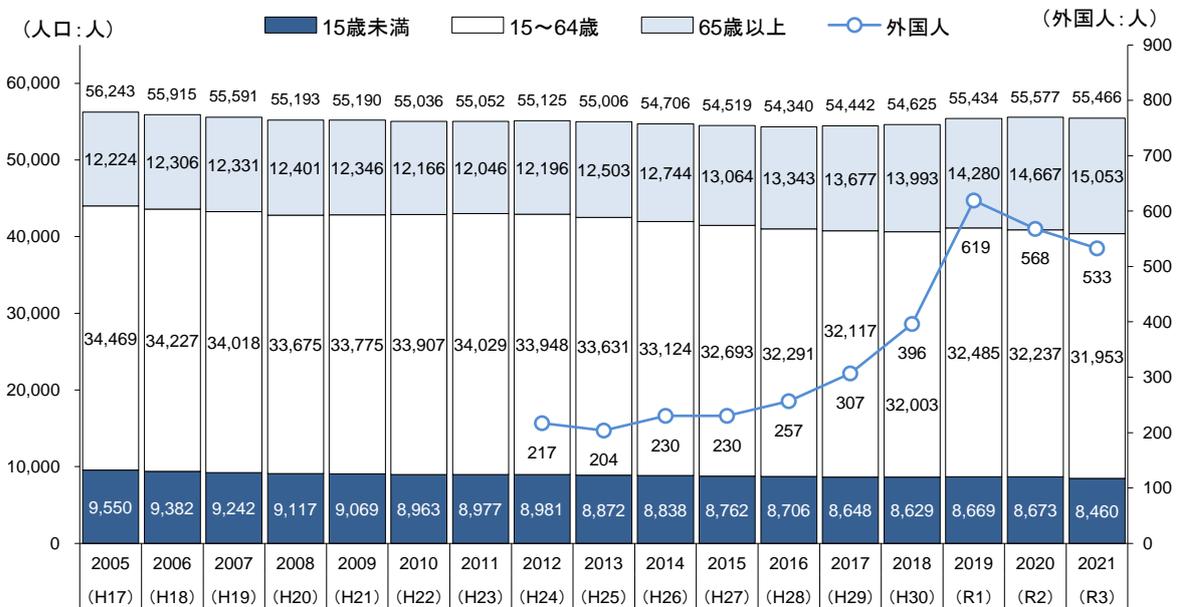
第2章 宮古島の現状

1 人口の推移と人口構成

本市の人口推移をみると総人口は減少傾向から概ね横ばいに転じています。15歳未満の年少人口については長期的に緩やかに減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は、平成28(2016)年の13,343人から令和3(2021)年には15,053人となり、中長期的な増加傾向が続き高齢化が進行しています。また、近年では、外国人人口の増加も目立っていましたが、令和元(2019)年から令和3(2021)年にかけては減少に転じています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響しているものと考えられます。

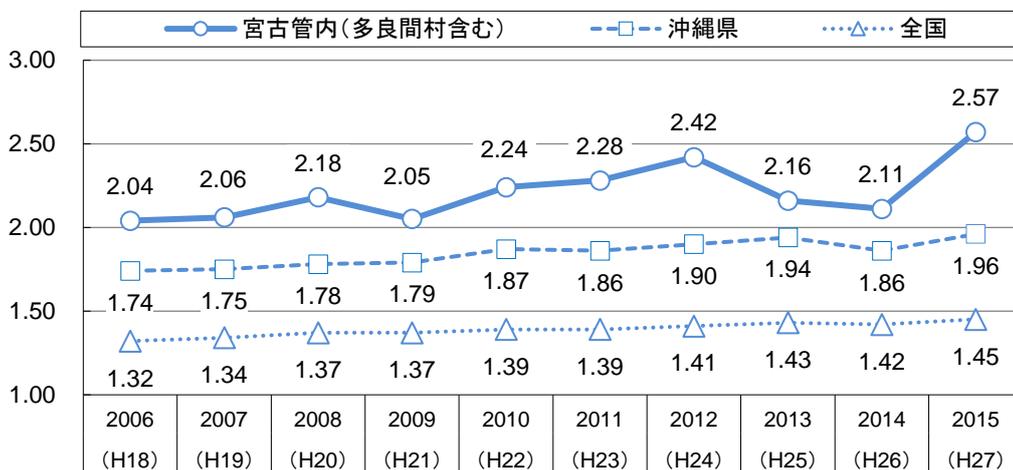
合計特殊出生率は人口置換水準(近年は2.06~2.07で推移)を上回っているものの、出生数を死亡数が上回る自然減の状態が続いています。

図表 1 年齢3区分別人口及び外国人人口の推移



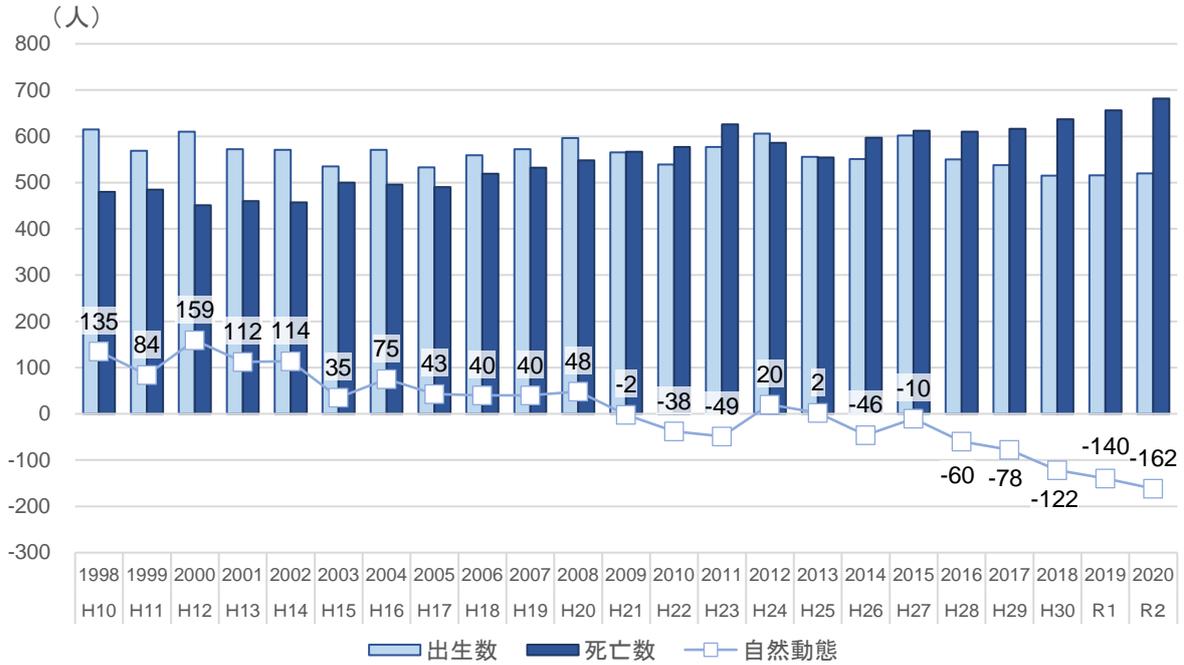
資料：第2期宮古島市人口ビジョン、宮古島市住民基本台帳 -各年10月1日現在-

図表 2 合計特殊出生率の推移



資料：沖縄県及び全国：平成27年沖縄県人口動態統計(確定数)の概況 -平成28(2016)年12月-
宮古管内：未公表のため、保健所において算出

図表 3 出生・死亡数（自然増減）の動向



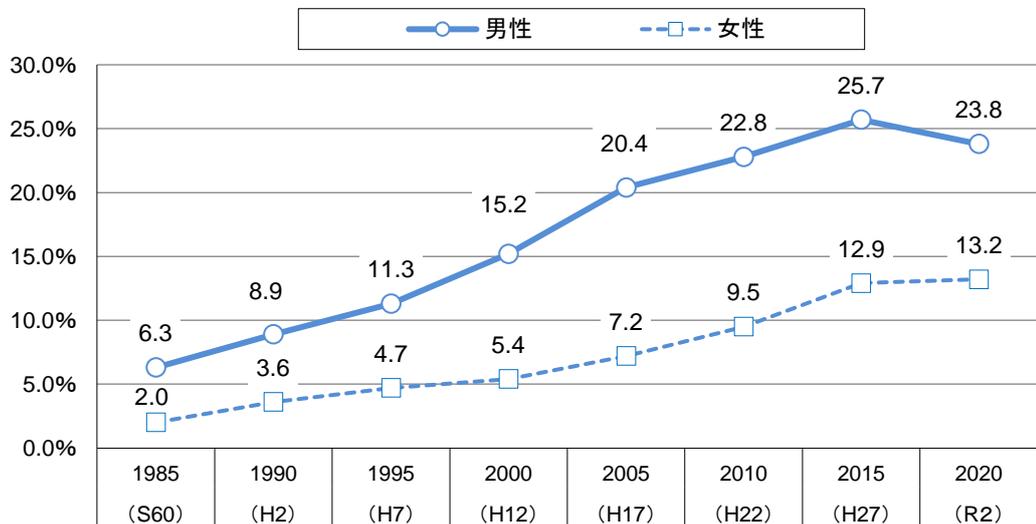
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
(単位：人)	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
出生数	615	569	610	572	571	535	571	533	559	572	596	565	539	577	606	556	551	602	550	538	515	516	520
死亡数	480	485	451	460	457	500	496	490	519	532	548	567	577	626	586	554	597	612	610	616	637	656	682

資料：「第2期宮古島市人口ビジョン」

2 未婚者（生涯未婚率）の推移

宮古島市における生涯未婚率（45歳～49歳と50歳～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率）は、経年的に上昇傾向にあり、2020（令和2）年には男性23.8%（ピークは平成27年の25.7）、女性13.2%に達し未婚化が進んでいることがうかがえます。特に男性では、概ね4人に1人が未婚という極めて高い割合になっています。

図表 4 生涯未婚率の動向



資料：「国勢調査」 -各年10月1日現在-

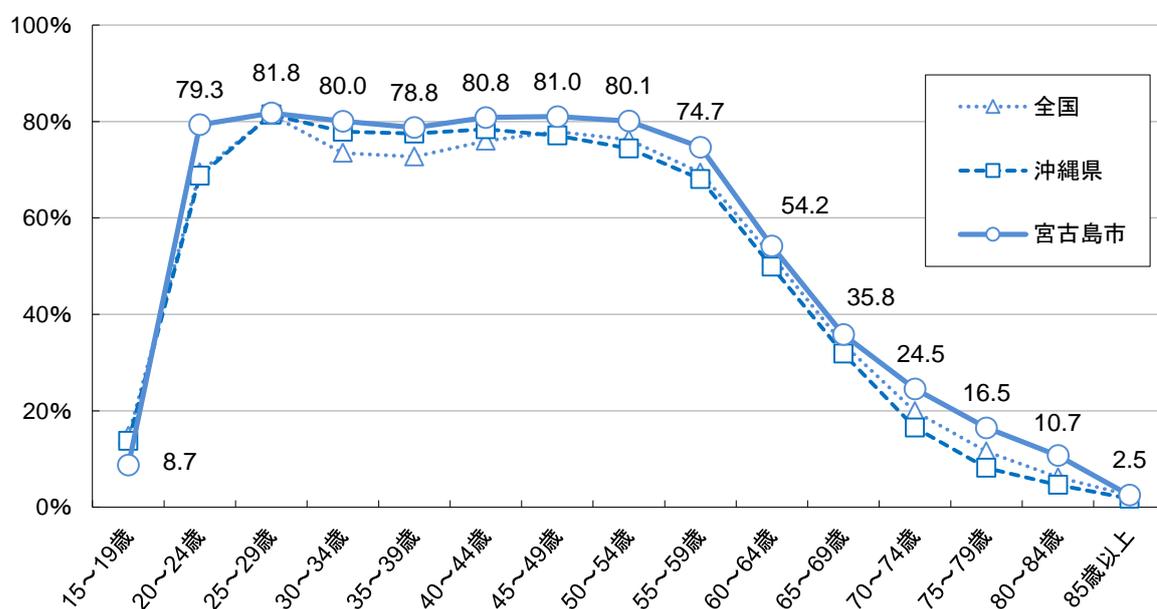
3 女性の年齢階級別の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。

国における女性の年齢階級別労働力率をみると、「25歳から29歳」で始めのピークとなり、その後一旦下がった後に、「45歳から49歳」で2回目のピークを迎えており、M字型の曲線を描いています。一方、本市においては、特定の年齢階級における大幅な労働力率の低下がなく、先進諸国で見られる台形に近づきつつあることがみてとれます。このことは、本市においては、各種ライフイベントによって就労後に労働市場から離れる女性が少ないことを示しています。

「男女共同参画白書 令和3年版」（男女共同参画局）によると、女性雇用者の過半数（54.4%）が非正規労働者で占められていますが、その背景として、わが国では、残業を伴うことの多いフルタイム就業が難しい状況では、働き方の選択肢が非正規雇用に限られることが多いこと、そして、職場に性別役割分業意識が根強く残っていることなどが考えられます。また、家事や育児、介護について、女性に負担が偏る傾向が依然として多く、就労時や、子育て後の再就職にあたって、女性が自ら非正規雇用を志向する傾向も全国的に見られます。

図表 5 女性の年齢階層別労働力率



資料：「国勢調査」 -平成27（2015）年10月1日現在-

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う」社会です。

この計画では、第3次計画までの基本理念「共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して」を引き継ぎ、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会の実現をめざします。

《 本計画の基本理念 》

共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して

2 計画の基本目標

以下に挙げる4項目の基本目標を設定し、基本目標のそれぞれについて、現状と課題及び施策の方向を明らかにするとともに、その成果を確認するための評価指標と数値目標を設定します。

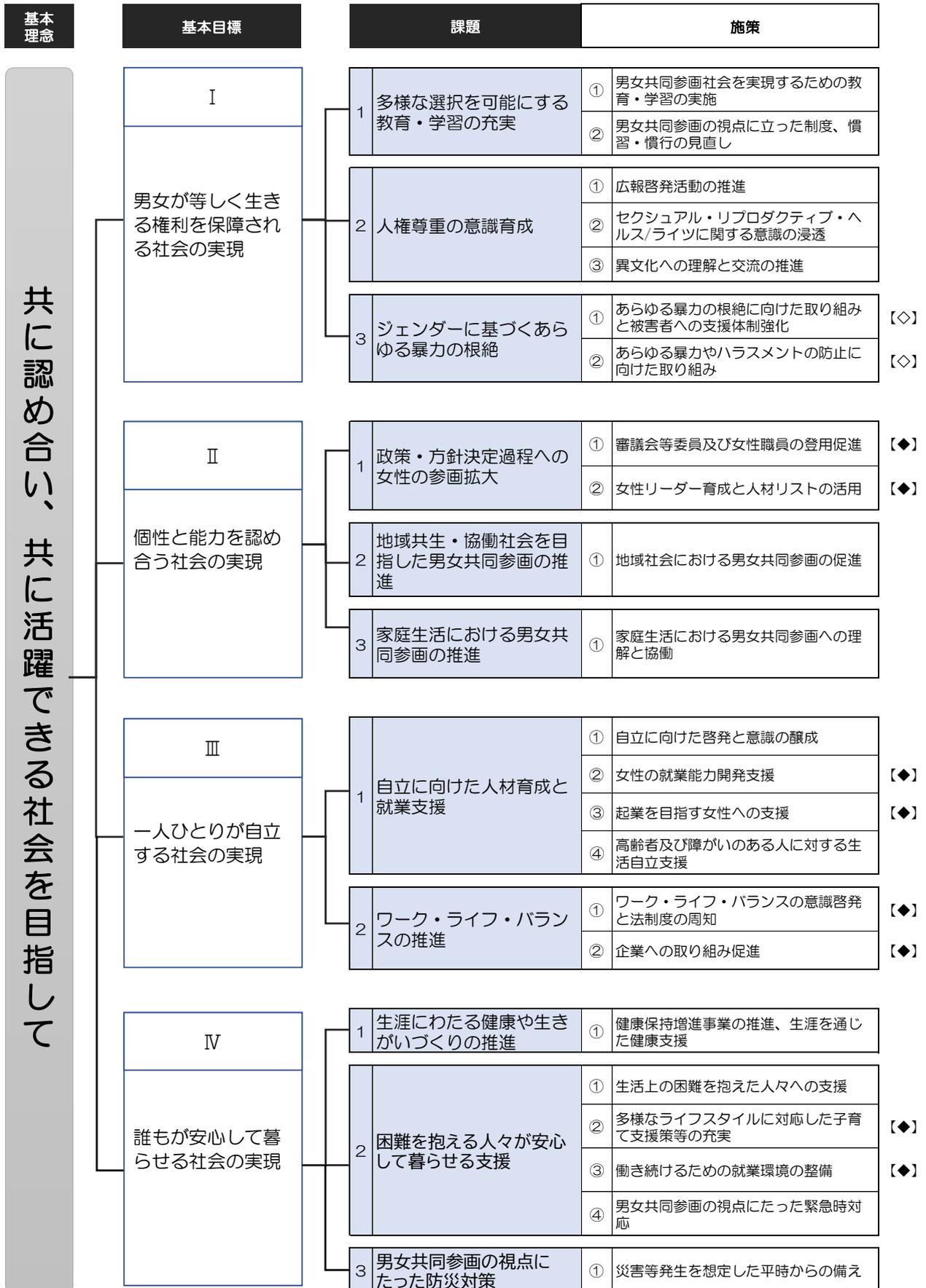
基本目標Ⅰ 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現

基本目標Ⅱ 個性と能力を認め合う社会の実現

基本目標Ⅲ 一人ひとりが自立する社会の実現

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

3 施策の体系



【◇】 DV法に基づく計画の施策
【◆】 女性活躍推進法に基づく計画の施策

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現

【関連するSDGsの開発目標】



課題1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

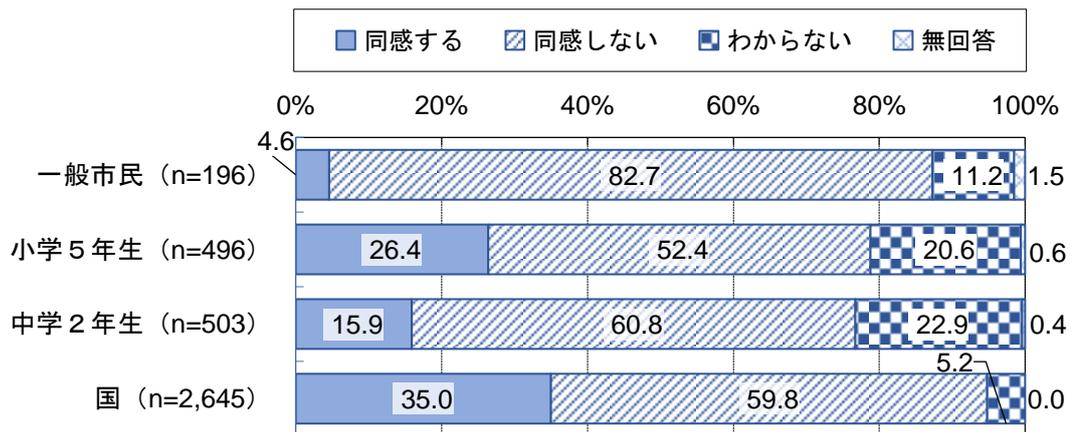
男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

「市民意識調査」、「子ども意識調査」の結果を見ると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「同感する」と回答した人は、小学5年生が26.4%、中学2年生が15.9%、18歳以上の市民が4.6%と年齢を重ねるにつれて低くなっており、幼児期から性別にとらわれず、個性を尊重する精神を育む本市の教育に一定の効果があったことがうかがえます。また、18歳以上の市民の回答は、国のアンケート調査結果（35.0%）と比較すると大きく下回っています。しかし、各分野の男女の地位の平等感については、地域・自治会では「男性が優遇」と回答した人の43.4%に対し、「平等である」と回答した人が25.0%に止まっており、地域・自治会における男女の不平等感は解消が進んでいません。また、男女の不平等が生じる原因として、「社会的しきたりや慣習」と回答する市民が多く、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方以外の固定的な性別役割分担・分業意識が残っている様子もうかがえます。こういったことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっており、それは同時に男性にとっても仕事以外の多様な領域への社会参加を妨げることとなります。

男女共同参画社会の実現を図るためには、市民一人ひとりが「男は仕事、女は家庭」といった考え方に固執せず、自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが重要です。そのためには、家庭、職場、地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣習を見直す機会を増やすとともに、性別による役割を固定しない表現に配慮しながら、市民の意識改革を促進するための効果的な啓発活動を行っていく必要があります。

なお、「市民意識調査」で、教育の場では「平等である」と回答した人は約半数に上っており、他の分野に比べて男女平等が進んでいると感じている人が多くなっています。この良い状態を大人になってからも保ち、地域全体の意識改革につなげていくためには、人権の尊重や男女の平等、男女共同参画社会の重要性について、幼児期からの発達段階に応じた指導を行い、長期的視野に立った取り組みを続けていく必要があります。

図表 6 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-
 「子ども意識調査」 -令和3（2021）年度-
 「男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）」 -令和元（2019）年度-

※国の設問：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えですか。

同感する = 「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計

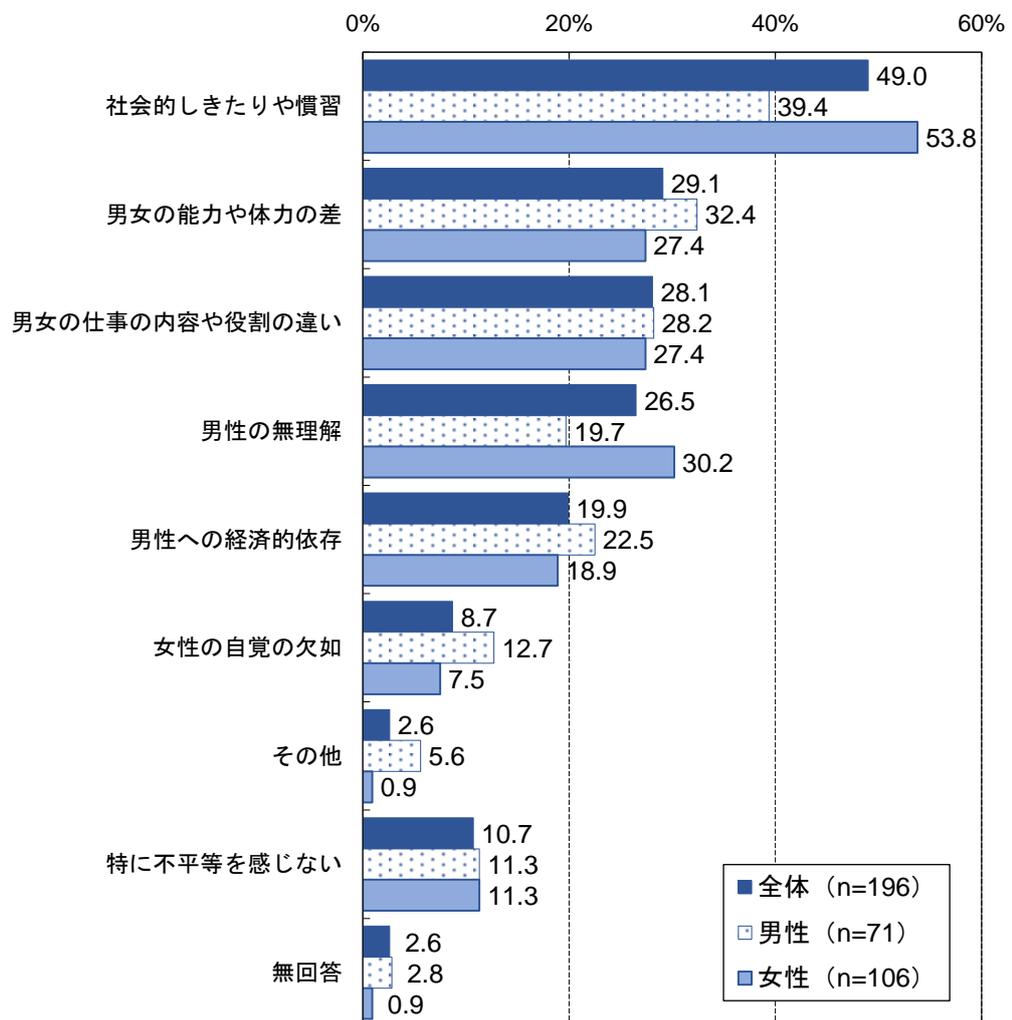
同感しない = 「どちらかといえば反対」と「反対」の合計

※小学5年生、中学2年生の設問：「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。

同感する = 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

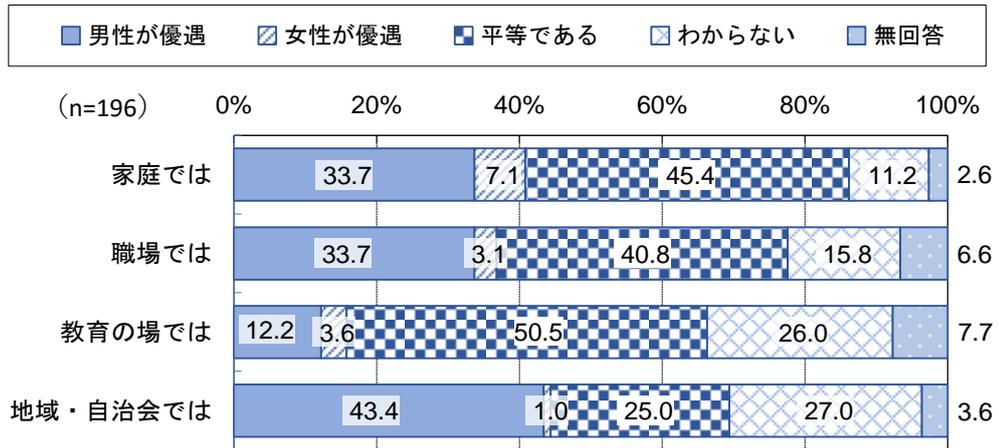
同感しない = 「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計

図表 7 男女の不平等が生じる原因に対する市民意識



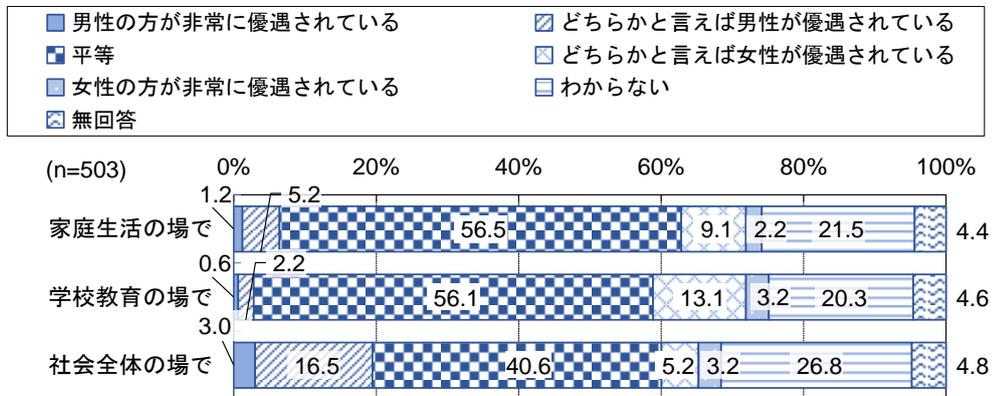
資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-

図表 8 男女の地位の平等感（一般市民）



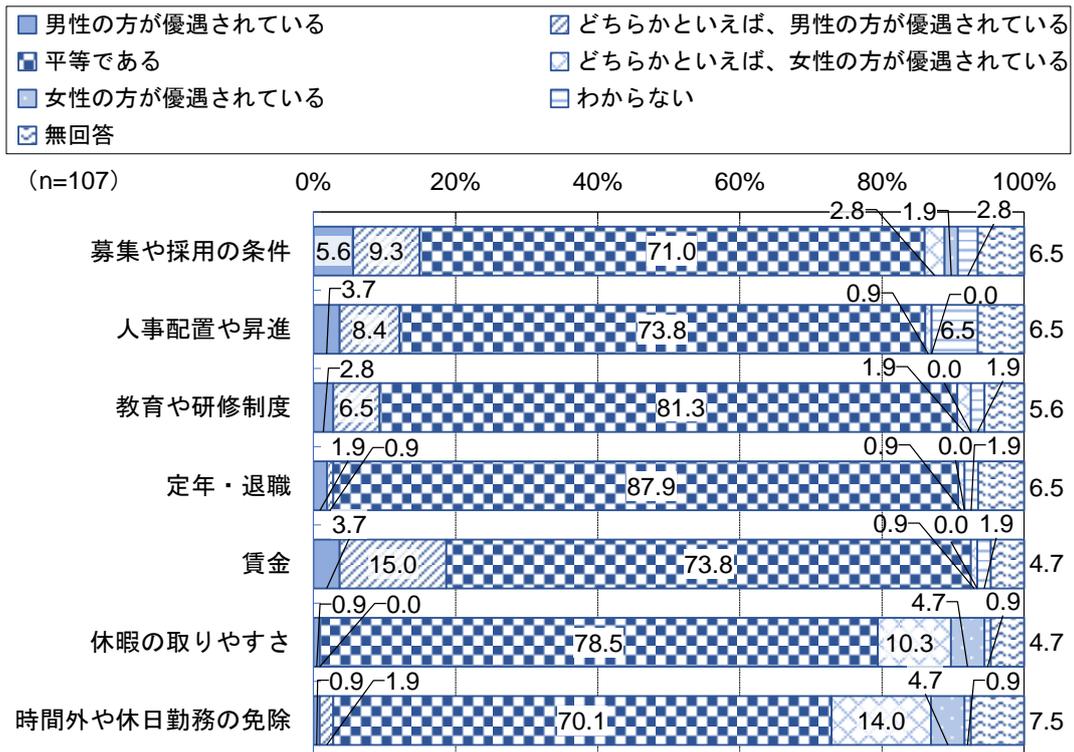
資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-

図表 9 男女の地位の平等感（中学2年生）



資料：「子ども意識調査」 -令和3（2021）年度-

図表 10 男女の地位の平等感（市内事業所）



資料：「事業所アンケート」 -令和3（2021）年度-

【施策の方向】

市民一人ひとりが、自立と思いやりの意識を持ち、個人の尊厳とジェンダー平等の理念が尊重されるよう、教育と学習を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた様々な制度・慣習等の見直しに取り組みます。

① 男女共同参画社会を実現するための教育・学習の実施

事業名	事業内容	担当課															
男女共同参画の視点を育む保育及び学校教育の推進	保育士や教職員等が、男女共同参画の理念を理解し、幼児期から性別にとらわれず個性を尊重する精神を育むことができるような保育・教育に向けた職員研修会実施	子ども未来課 学校教育課															
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">職員研修実施回数（保育園・こども園）</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </table>		目標指標		職員研修実施回数（保育園・こども園）			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回
	目標指標		職員研修実施回数（保育園・こども園）														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
	1回	1回	1回	1回	1回												
	(子ども未来課)																
学校教育活動全体を通じたジェンダー（男女）平等、相互理解や自立についての指導の充実	学校教育課																
性別による順序や固定観念を無くすために男女混合名簿導入を推奨	学校教育課																
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">男女混合名簿導入学校の割合（幼稚園・小学校・中学校）</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </table>		目標指標		男女混合名簿導入学校の割合（幼稚園・小学校・中学校）			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	100%	100%	100%	100%	100%	
目標指標		男女混合名簿導入学校の割合（幼稚園・小学校・中学校）															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
100%	100%	100%	100%	100%													
多種多様なロールモデルによる勉強会の実施	働く女性の家																
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">勉強会の実施</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </table>		目標指標		勉強会の実施			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	
目標指標		勉強会の実施															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													

② 男女共同参画の視点に立った制度、慣習・慣行の見直し

事業名	事業内容	担当課															
本計画の周知	広報誌やホームページへの掲載、概要版の配付等による市民や事業者等への周知	働く女性の家															
	庁内各課への計画書配付と勉強会の実施																
男女共同参画に関する啓発活動の充実	広報誌やホームページの活用、男女共同参画週間やゆいみなあフェスタ、生涯学習フェスティバル等におけるパネル展の開催などを通じた制度の周知と意識の浸透	働く女性の家															
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">男女共同参画のパネル展開催</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </table>		目標指標		男女共同参画のパネル展開催			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回	3回	3回	3回	3回
	目標指標		男女共同参画のパネル展開催														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
3回	3回	3回	3回	3回													

事業名	事業内容	担当課															
社会制度、慣行等の見直しに向けた学習	固定的性別役割分担意識の是正に向けた講座の開催や、男女共同参画に関する資料や情報の提供	働く女性の家															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">学習機会・コンテンツの提供</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		学習機会・コンテンツの提供			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回
	目標指標		学習機会・コンテンツの提供														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													
市刊行物等で性別による役割を固定しない表現の推進	刊行物発行の際、性別による役割を固定化しない表現を点検するチェックリスト等の作成と、男女共同参画会議などによる定期的な確認の実施	働く女性の家															

課題2 人権尊重の意識育成

【現状と課題】

世界人権宣言第1条には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と謳われており、この理念は、誰も侵すことのできない人類普遍の原理であります。すべての人々の基本的人権が守られるよう、人権尊重意識の醸成と実現のため、啓発を継続的に行う必要があります。

男女がお互いの特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。特に女性は妊娠・出産など、生涯を通じて男性と異なる健康上の負担に直面することに、男女とも留意する必要があります。そのため、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組が求められています。

特に、HIV/エイズやその他の性感染症、薬物乱用など健康をおびやかす主要な問題について、正しい知識を身につけるためには、教育及び啓発が必要であり、幼少期からの発達段階に応じた、性に関する教育や福祉教育の機会を充実させる必要があります。

また、近年増加している自殺について、うつ病等の気分障害が特に重要な要因であることが明らかになっています。うつ病患者は医療機関への受診率が低いことから、うつ病の症状等にできるだけ早く気づき、専門的な医療機関にかかることができるよう、うつ病に関する普及啓発や、地域におけるメンタルヘルス対策等による早期発見が大切です。同時に、自殺を予防するため、悩みを持つ人に寄り添い、様々な関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することも重要です。そのため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)を行なうゲートキーパーの養成や、相談体制の充実を図ることが求められます。

さらに本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けインバウンド需要が足元で低下していますが、コロナウイルス収束後は再び増加することが予想されるため、アフターコロナを見据えた在住・訪日外国人に対する支援情報の提供や、外国人が訪れやすい開かれた地域づくりが求められます。併せて、市民目線で取り組める身近な国際交流の促進など、国際理解を深めるための取り組みも必要です。

【施策の方向】

人権尊重意識の醸成に向け、広報啓発活動の推進と、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透に努めます。また、インバウンド需要拡大に伴う在住・訪日外国人の増加に備え、異文化への理解と交流の推進を図ります。

① 広報啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
人権尊重の意識啓発の推進	「人権を考える日」の教育活動の充実	学校教育課
	広報誌等を活用した相談窓口の周知	地域振興課

② セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

事業名	事業内容	担当課															
発達段階に応じた適切かつ多様な性に関する教育の実施	紙芝居等の教材を活用した幼児向け性教育の実施	健康増進課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">幼児向け性教育実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		幼児向け性教育実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回
	目標指標		幼児向け性教育実施回数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													
小中学校における発達段階に応じた教育と意識啓発の実施	学校教育課																
特定不妊治療等に係る航空運賃一部助成	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の周知に向けた講座の開催	働く女性の家															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座の実施</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">計画期間内に2回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座の実施			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計画期間内に2回				
	目標指標		セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座の実施														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
計画期間内に2回																	
本市以外の医療機関での出産に係る妊産婦健康診査および出産を認めた者の渡航に伴う経済的負担を軽減	健康増進課																
妊婦及びパートナー向けのマタニティスクール開催	夫婦が協力しながら安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりや意識啓発に向けたマタニティスクールの開催	健康増進課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">マタニティスクール実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		マタニティスクール実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	6回	6回	6回	6回	6回
	目標指標		マタニティスクール実施回数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
6回	6回	6回	6回	6回													
性的マイノリティに関する理解の促進	性的マイノリティに対する、偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動を実施	働く女性の家															

③ 異文化への理解と交流の推進

事業名	事業内容	担当課
在住外国人等への支援と人権啓発	在住外国人が市民サービスにおいて不利益を被ることのないよう、他課職員と連携した相談窓口の充実	地域振興課
	外国語版のカードやパンフレット等を活用した外国人への各種制度案内と人権意識啓発	
国際交流事業の推進	生活習慣等の違いに対する国際理解の推進を図るため、海外諸地域との交流事業を実施	公民館

課題3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

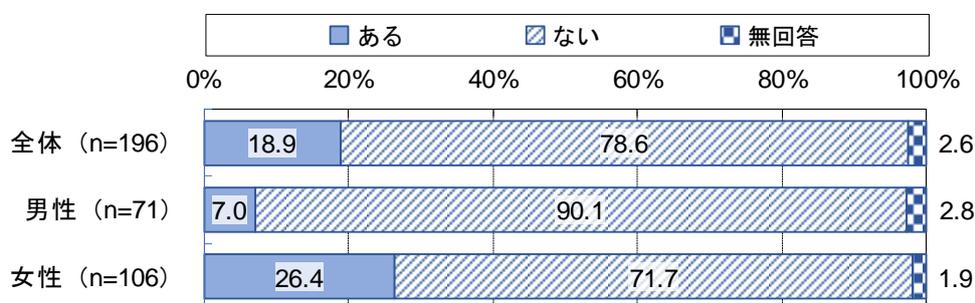
すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々で、女性だけでなく男性の中にも被害を受けている人はいます。しかし、精神的・肉体的暴力(DV)を受けた経験について市民意識調査の結果を見ると、男性の7.0%に対し、女性は26.4%と、女性の方が圧倒的に高くなっています。

女性に対する暴力の背景には、男女の経済力格差や男性優位の社会構造等が考えられます。DVは、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、市民一人ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」「被害を見逃さない」という意識を持つことが重要です。

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、自宅で家族と過ごす時間が増加したことや収入の減少など経済的な要因もあいまって、全国的にDV被害者が増加していることも報告されています。家庭内の問題としてもともと顕在化しにくいDVは、当事者が自らの被害・加害に気づかないまま見過ごされるリスクがさらに高まっていると考えられるため、DV防止にあたっては、予防の観点から、暴力を許さない意識づくりを子どもの頃から徹底するとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた幅広い取り組みを推進することが必要です。

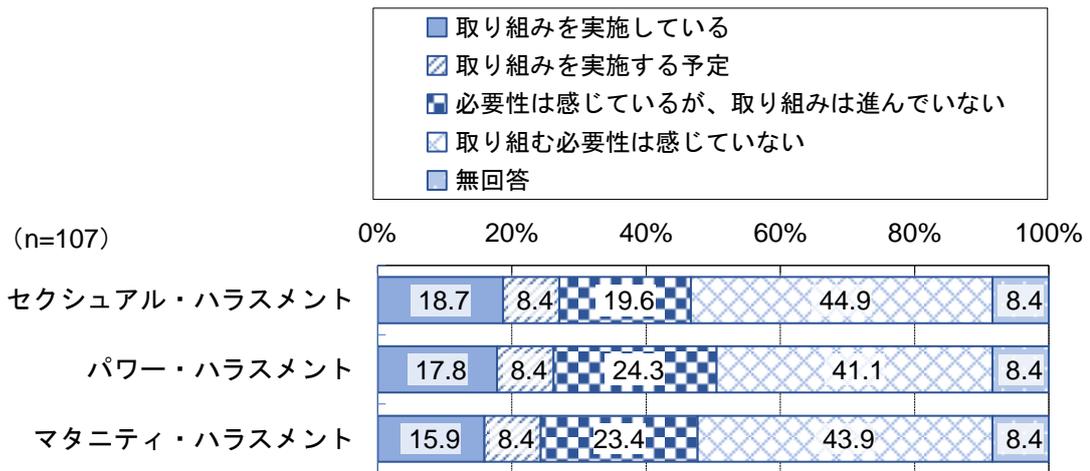
DVが起きている家庭では、子どもに対する虐待が同時に行われている場合があります。また、DVを受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する虐待を制止できなくなる場合があります。さらに、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノなど男女間の暴力も多様化しています。DV被害者の早期発見やその後の支援のためにも、関係機関との連携を強化していく必要があります。

図表 11 配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力(DV)を受けた経験の有無



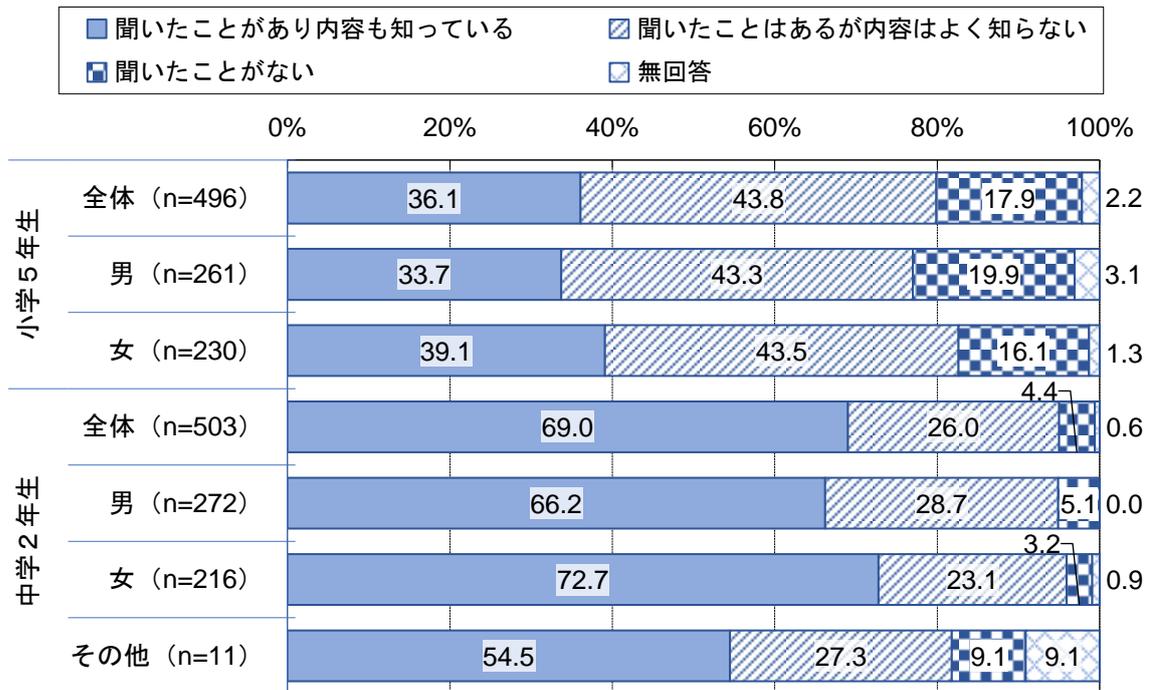
資料：「市民意識調査」-令和元(2019)年度-

図表 12 市内事業所のハラスメント防止に関する取り組みの状況



資料：「事業所アンケート」 -令和3（2021）年度-

図表 13 子ども達のセクシュアル・ハラスメント（言葉の）認知状況



資料：「子ども意識調査」 -令和3（2021）年度-

【施策の方向】

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向け、子どもの頃から暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、多様化する暴力の被害者を早期発見し適切な支援が行えるよう、関係機関との連携を深め、被害者への支援体制の充実・強化を図ります。

① あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと被害者への支援体制強化

事業名	事業内容	担当課															
被害者への支援体制の強化・相談窓口の充実	県や民間機関の実施する研修等を利用した相談員のスキルアップ	児童家庭課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">スキルアップ研修受講回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回以上</td> <td>2回以上</td> <td>2回以上</td> <td>2回以上</td> <td>2回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		スキルアップ研修受講回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
	目標指標		スキルアップ研修受講回数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上													
被害に遭った際に相談できる窓口の周知と相談窓口間及び関係機関との連携による柔軟な対応																	
	重層的支援体制整備における関係課・関係機関の連携体制構築	働く女性の家 福祉政策課 児童家庭課 障がい福祉課 高齢者支援課															
庁内外の関係機関等のネットワークの確立	DV事例検討会、教育相談、要保護児童対策協議会や、他機関の実務者会議などネットワークの確立と情報交換	児童家庭課 働く女性の家															
	要保護児童対策協議会運営と関係機関との情報交換及び連携強化	児童家庭課															
被害者の一時保護施設の確保・充実	県との連携強化によるDV被害者の緊急避難場所確保	児童家庭課															
DV被害者の居住場所の確保	公営住宅入居への配慮や転居支援	児童家庭課 建築課															
DV、ストーカー等暴力被害者の安全確保	支援措置を申し出た市民の住民基本台帳情報を本人以外に開示しない措置を行う	市民課															
DV被害者の健康保証	国民健康保険加入申請の円滑な実施	国民健康保険課															

② あらゆる暴力やハラスメントの防止に向けた取り組み

事業名	事業内容	担当課
DV等あらゆる暴力の防止に向けた啓発活動	配偶者暴力防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、ストーカー規制法等の周知	働く女性の家 児童家庭課 障がい福祉課 高齢者支援課
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の取り組みとして、パネル展や防止に向けた講演会等啓発事業の実施	働く女性の家 児童家庭課

事業名	事業内容	担当課																			
予防・早期発見・早期対応に向けた体制づくり	被害者及び加害者の相談窓口の周知徹底	児童家庭課 健康増進課 学校教育課																			
	被害者の発見（通報義務や努力義務等）についての周知	児童家庭課																			
	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を期すために、児童相談所等関係機関と連携強化	児童家庭課 健康増進課 学校教育課																			
各ハラスメント防止対策の徹底	職員研修の実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">講習会・研修会の開催回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">計画期間内に1回</td> </tr> </table>	目標指標		講習会・研修会の開催回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		計画期間内に1回						総務課
	目標指標		講習会・研修会の開催回数																		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
	計画期間内に1回																				
講習会・研修会の開催による意識啓発	働く女性の家																				
相談窓口の設置	総務課																				
パンフレット、ポスターによる事業者への広報活動実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">ハラスメント防止広報の実施</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <td></td> </tr> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td></td> </tr> </table>	目標指標		ハラスメント防止広報の実施					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		観光商工課	
目標指標		ハラスメント防止広報の実施																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																	

成果指標と数値目標

評価指標	把握方法	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に囚われていない※1市民の割合	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	82.7% (令和元年度)	90%
「うい・ずうプラン」の周知度※2	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	14.8% (令和元年度)	50%
男女の不公平感について「特に不公平感を感じない」と回答した人の割合	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	27.0% (令和元年度)	30.0%
配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力(DV)を受けたことが「ない」と回答した人の割合	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	78.6% (令和元年度)	85%
「男女共同参画社会」の周知度	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	84.0% (令和元年度)	100%

※1 市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」と回答した人の割合

※2 市民意識調査で「うい・ずうプラン」という言葉を「よく聞く」または「聞いたことがある」と回答した人の割合

基本目標Ⅱ 個性と能力を認め合う社会の実現

【関連する SDGs の開発目標】



課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。しかし、現実には様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

そのため、本市では、市の審議会等の女性委員の占める割合が35%となるよう、目標を掲げ取り組みを進めてきましたが、組織等の代表は男性が務める機会が多く、女性登用の推進が難しい状況にありました。今後は、代表に限らず各団体等に女性に出席してもらうよう促進するとともに、民間公募の場合には男女枠を規定するなど、実効性のある手法を検討する必要があります。

社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるためには、女性が活躍できる環境の整備と意識改革を進める必要があります。また、女性自身がさらに力量を高めるための支援（エンパワーメント）も重要です。

【施策の方向】

引き続き、審議会等委員への女性登用や女性職員の職域拡大・管理職登用の促進に取り組むとともに、様々な領域で活躍する女性リーダーの発掘と育成に努めます。

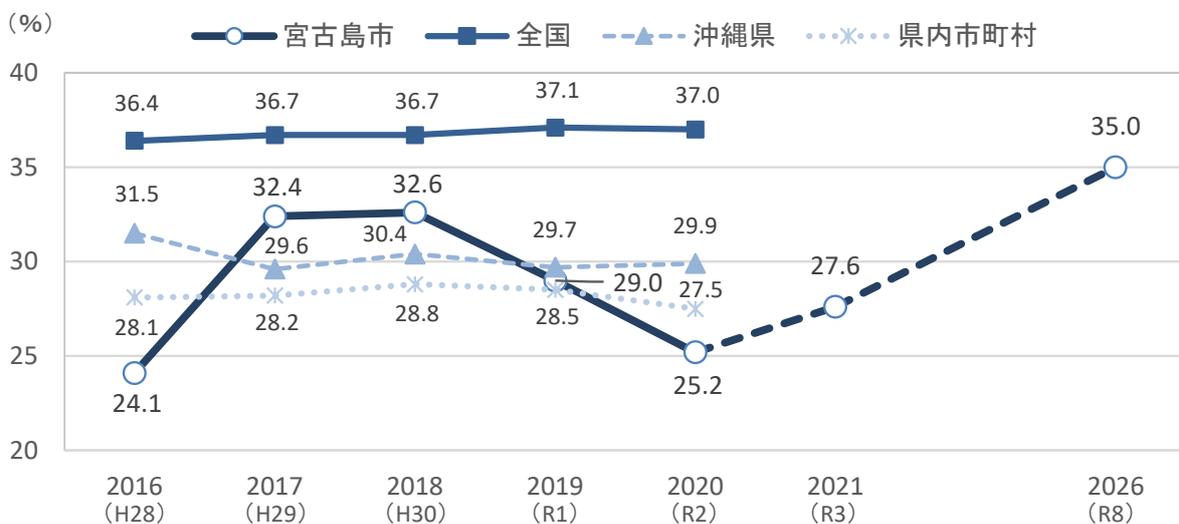
① 審議会等委員及び女性職員の登用促進

事業名	事業内容	担当課																			
審議会等委員への女性登用率向上	「審議会等委員への女性登用を図るための運用方針」の浸透 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">女性登用の運用方針周知回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		女性登用の運用方針周知回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		2回	2回	2回	2回	2回	2回	働く女性の家
	目標指標		女性登用の運用方針周知回数																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
2回	2回	2回	2回	2回	2回																
	審議会等委員への女性登用目標値達成に向け、各女性団体からの推薦等を検討 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">審議会等^{*1}委員への女性登用割合</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31%</td> <td>32%</td> <td>33%</td> <td>34%</td> <td>35%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		審議会等 ^{*1} 委員への女性登用割合					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		31%	32%	33%	34%	35%		全課
目標指標		審議会等 ^{*1} 委員への女性登用割合																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
31%	32%	33%	34%	35%																	

事業名	事業内容	担当課															
女性職員の登用率向上	管理職への女性登用率目標値の設定	総務課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">市管理職（課長級以上）に占める女性の割合</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>12%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		市管理職（課長級以上）に占める女性の割合			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	8%	9%	12%	16%	16%
	目標指標		市管理職（課長級以上）に占める女性の割合														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
8%	9%	12%	16%	16%													
女性の職域拡大	専門的な知識を要する職種を考慮した上で、各部署の男女比に偏りのない配置を促進																
男女の活躍推進	男性、女性各々の特性を意識した啓発活動の強化	働く女性の家															
農漁村団体組織役員や各委員等への女性登用と参画推進	ポジティブ・アクションによる女性登用（農業委員などへの女性参画）を働きかけ	農政課 水産課 農業委員会															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">女性参画（農業委員）数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		女性参画（農業委員）数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2人	2人	2人	2人	2人
	目標指標		女性参画（農業委員）数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
2人	2人	2人	2人	2人													
（農政課）																	

※1 県が実施している「市町村における男女共同参画推進状況調査」の対象である審議会等

図表 1.4 審議会等における女性委員登用率



資料：「令和2年度沖縄県男女共同参画の状況について」を参考に作成

② 女性リーダー育成と人材リストの活用

事業名	事業内容	担当課																			
人材に関する情報収集	各講演会、講座、勉強会参加者へ、職歴や有資格等の情報登録を募り人材リストを作成、委員会等へ推薦できるような仕組みの検討	働く女性の家																			
女性リーダー育成と人材リストの活用及びネットワークづくり	社会教育関係団体の企画提案する女性リーダー育成策への支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">女性リーダー育成支援件数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		女性リーダー育成支援件数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1件	1件	1件	1件	1件	1件	生涯学習振興課
	目標指標		女性リーダー育成支援件数																		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
1件	1件	1件	1件	1件	1件																
リーダーバンクの活用促進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">広報回数（広報みやこじま）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		広報回数（広報みやこじま）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		2回	2回	2回	2回	2回	2回	生涯学習振興課	
目標指標		広報回数（広報みやこじま）																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
2回	2回	2回	2回	2回	2回																
男女共同参画社会を実現するための活動を行う団体や個人に対し、研修会参加への派遣や講座開催を支援		働く女性の家																			
農漁村女性団体組織のエンパワーメントのための研修等の実施	関係機関と連携した研修会・交流会等の実施 農漁協女性部の活動支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">研修会・交流会等実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">3回</td> </tr> </tbody> </table> (農政課)	目標指標		研修会・交流会等実施回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		3回						農政課 水産課
	目標指標		研修会・交流会等実施回数																		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
3回																					
 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">研修会・交流会等実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> (水産課)	目標指標		研修会・交流会等実施回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回	1回	1回	1回	1回	1回		
目標指標		研修会・交流会等実施回数																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回	1回	1回	1回	1回	1回																

課題2 地域共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、都市化の進展や個人、世代間の価値観の多様化を背景に、地域の帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動などに参加する機会が少なくなっているのが現状です。また、地域コミュニティの弱体化に伴って、安全・安心の維持確保などの面で、不安や支障も出始めており、誰もが安心して暮らせる環境を確保し、防犯・防災、住環境など地域が抱える様々な課題に対応できる地域力を高めていくには、それらの活動を男女がともに担い、性別による偏りを無くすなど、地域における男女共同参画が不可欠です。しかし、市民意識調査によると、地域・自治会の男女の平等感については、「平等である」とする回答（25.0%）を、「男性が優遇」とする回答（43.4%）が大きく上回っており（図表8参照）、地域の中に固定的な性別役割分業意識が根強く残っていることがうかがえます（図表7参照）。地域で暮らす様々な立場の市民が地域活動に参加・参画するための意識啓発や情報提供を行うとともに、誰もが主体的に地域活動に貢献できる体制作りや、地域ネットワークの構築と活動団体などに対する支援が必要です。

【施策の方向】

市民がともに協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進め、地域共生・協働社会を実現するため、地域社会における男女共同参画につながる取り組みを促進します。

① 地域社会における男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課																
地域活動への男女の参画推進	世代や男女を問わず気軽に「集える場」の拡充	福祉政策課 高齢者支援課 児童家庭課 障がい福祉課																
循環型社会をめざした環境づくり	環境問題協議組織等への女性登用推進	環境衛生課																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="4">女性登用割合（環境問題協議組織）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		女性登用割合（環境問題協議組織）				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	30%				
	目標指標		女性登用割合（環境問題協議組織）															
	R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
30%																		
リサイクルセンターを活用した講習会の開催や視察研修・見学の受け入れ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="4">講習会・視察研修・見学受入回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		講習会・視察研修・見学受入回数				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	12回	12回	12回	12回	12回	
目標指標		講習会・視察研修・見学受入回数																
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度														
12回	12回	12回	12回	12回														
地域の環境問題等ネットワークづくりの推進																		

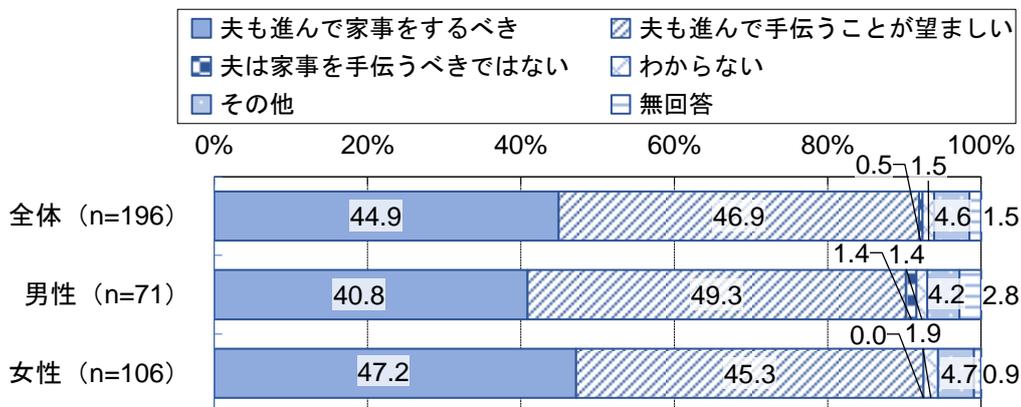
課題3 家庭生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭では、男女がともに家事、育児、介護などについて家族としての役割を果たしながら、ともに支え合い協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭ではその大半を女性が担っているのが現状です。以前から、家庭における女性の無償労働（アンパイドワーク）による貢献度を適正に評価する必要性が指摘されてきましたが、夫婦共働きが一般化した現代にあっても、男女の役割分担は従来と変わらない家庭が少なくありません。市民意識調査によると、夫が家事を手伝うことについて、男女ともに約9割の人が「夫も進んで家事をするべき」または、「夫も進んで手伝うことが望ましい」と回答しており、家庭での男女共同参画に対する意識が浸透してきていることがわかります。しかし、平日の家事にかかる時間を男女別に見ると、女性の方が家事に割く時間が多いことがわかります。

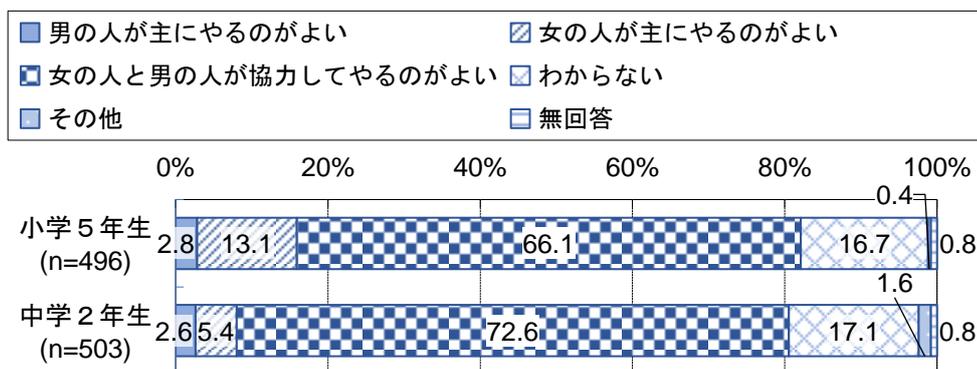
家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も家事、育児、介護などに積極的に関わることで、男性も従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭のバランスがとれたライフスタイルへの転換を図る必要があります。そして、男女が相互に協力し合う関係を築くことで、女性の負担を軽減し、その社会参画を促すだけでなく、ワーク・ライフ・バランスにつなげていくことも重要です。

図表 15 夫が家事を手伝うことについて



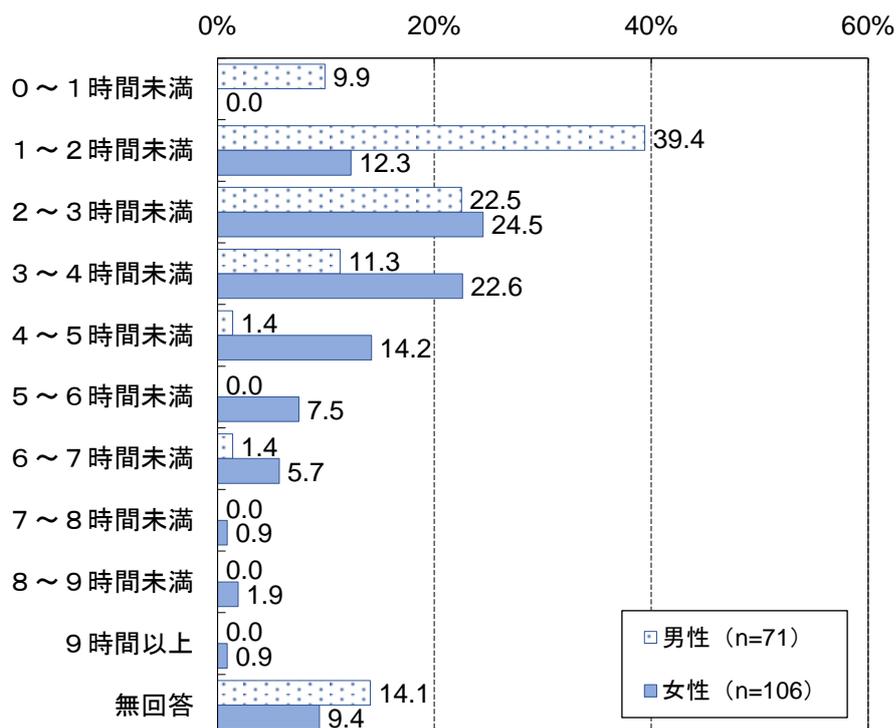
資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-

図表 16 家事は誰がやるのが一番よいと思うか



資料：「子ども意識調査」 -令和3（2021）年度-

図表 17 平日の家事にかかる時間



資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-

【施策の方向】

家庭における固定的な性別役割分担意識を解消し、家族が性別に関わりなく家事、育児、介護などに積極的に関わるジェンダーフリーなライフスタイルを広げるため、様々な場面を活用して情報発信と意識啓発を進めます。

① 家庭生活における男女共同参画への理解と協働

事業名	事業内容	担当課													
家庭における男女共同参画への協力推進	沖縄県教育委員会の「家～なれ～」運動の場を活用した男女共同参画意識の啓発	生涯学習振興課													
	市広報誌やホームページへの情報掲示のほか、パネル展も有効活用し、家事、育児、介護等への共同参画に関する内容を掲載し、意識啓発を図る	働く女性の家													
	男女共同参画週間やゆいみなあフェスタ、生涯学習フェスティバル等においてパネル展を開催し、市民の意識の高揚を図る	働く女性の家													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">パネル展の開催</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		パネル展の開催			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回	3回	3回
目標指標		パネル展の開催													
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度											
3回	3回	3回	3回	3回											

成果指標と数値目標

評価指標	把握方法	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
審議会等委員への女性登用割合	令和8年4月時点の各種審議会における女性割合の平均値	27.6% (R3.4.1 現在)	35%
市管理職（課長級以上）に占める女性の割合	令和8年4月時点の市管理職数を基に算出	7.7% (R3.4.1 現在)	16%
地域・自治会で男性と女性が「平等である」と回答した人の割合	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	25.0% (令和元年度)	35%
男性の平日の家事にかかる平均時間	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	1.6 時間 (令和元年度)	2.0 時間
家庭で男性と女性が「平等である」と回答した女性の割合	令和7年度に市民意識調査を実施して把握	38.7% (令和元年度)	60%

基本目標Ⅲ 一人ひとりが自立する社会の実現

【関連する SDGs の開発目標】



課題1 自立に向けた人材育成と就業支援

【現状と課題】

男性にとっても、男女共同参画社会の実現は、子どもの成長を見届けることや家族や夫婦の絆を強めること、家事に勤しみ生活力が向上することで、将来一人で暮らすことになっても安心した生活を営むことなどにつながります。しかし、男性の家事や育児等に参加することの抵抗感や男性による家事、育児等のスキル不足と評価の低さが、男性の参画の妨げとなっている側面もあります。性別による役割分担意識の解消や長時間労働など働き方の見直しなども重要となりますが、幼少期から成長段階に合わせ、自立するための意識の啓発や生活力向上に向けた支援を行う必要があります。

単身世帯やひとり親世帯増加等の家族構成変化、非正規化の進行をはじめとする雇用・就業をめぐる環境変化、国際結婚や定住外国人増加等に伴うグローバル化の進展など、様々な社会変化が進む中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し増加しています。

また、本計画策定時点では新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、いわゆるコロナ禍の長期化による市民生活や経済への影響が続くことも想定されます。飲食店などでは休業や時短営業を迫られることで、倒産や閉店、早期退職、雇い止め等が生じており、そこで働いていた従業員の収入が途絶えたり、減ったりすることで生活困窮者が増える可能性があります。さらに、女性をはじめ、フリーランスや非正規雇用など、低所得層ほど、感染拡大による経済的影響が大きい状況もあり、貧困問題が拡大・深刻化している懸念があります。

支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。特に、「高齢単身女性世帯」や「母子世帯等のひとり親世帯」は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取り組みが必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援も必要です。

【施策の方向】

生活面や経済面での自立を図ることは精神的自立につながり、生き方を主体的に選択することを可能にします。自立に向けた啓発と意識の醸成に引き続き取り組むとともに、特に女性と高齢者の自立支援に力を入れていきます。

① 自立に向けた啓発と意識の醸成

事業名	事業内容	担当課															
家庭生活を支える講座の開設と啓発	男性の地域参加促進や男女共同参画意識の啓発を目的とした講座の開設 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">男性向け講座開設数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		男性向け講座開設数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回	3回	3回	3回	3回	公民館
	目標指標		男性向け講座開設数														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
3回	3回	3回	3回	3回													
家庭において、互いを理解し協力するための意識啓発が図れる講座の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">意識啓発講座の開設回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		意識啓発講座の開設回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家	
目標指標		意識啓発講座の開設回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													
	他機関等で開催される講座の情報提供や、関係パンフレットの設置、各行事等での配付	公民館 働く女性の家															
自立意識の育成 (男女の精神的自立支援への啓発)	子どもや若年層の自立に向けたキャリア教育 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">キャリア教育の実施</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		キャリア教育の実施			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	学校教育課
	目標指標		キャリア教育の実施														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
1回	1回	1回	1回	1回													
自立意識を育む研修会や講座の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">自立意識を育む講座等の実施</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		自立意識を育む講座等の実施			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家	
目標指標		自立意識を育む講座等の実施															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													

② 女性の就業能力開発支援

事業名	事業内容	担当課															
女性の資格・技術習得等就業支援	関係機関が実施する講座・講習会の開催支援、案内等の広報協力	観光商工課															
女性の資格・技術習得等就業支援	就業や資格取得に向けた講座等の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">就業・資格取得関連講座の開催回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		就業・資格取得関連講座の開催回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家
目標指標		就業・資格取得関連講座の開催回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													
再就業支援	研修会、講習会等の広報・紹介の協力	観光商工課															
	ハローワークが提供する就職情報の積極的な発信 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">就職情報の発信</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		就職情報の発信			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
目標指標		就職情報の発信															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上													
再就業支援	関係機関と連携した情報提供及び講座、相談会の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">講座・相談会の実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		講座・相談会の実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回	1回	1回	1回	1回	働く女性の家
目標指標		講座・相談会の実施回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回	1回	1回	1回	1回													

③ 起業を目指す女性への支援

事業名	事業内容	担当課																	
女性の起業支援	関係機関における講座等の情報提供	観光商工課																	
	起業相談窓口の設置による包括的な支援	観光商工課																	
	関係機関と連携した情報提供や講座及び相談会の実施	働く女性の家																	
利用し易い融資制度の実施及び情報提供	市小口資金融資制度の広報及び融資の実行	観光商工課																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">市小口融資制度による貸付件数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		市小口融資制度による貸付件数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3件	3件	3件	3件	3件
	目標指標		市小口融資制度による貸付件数																
	R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
3件	3件	3件	3件	3件															
関係団体における融資制度に関する講演・講座等の情報提供																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（融資制度講演・講座）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		情報提供回数（融資制度講演・講座）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		
目標指標		情報提供回数（融資制度講演・講座）																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上															
伝統工芸品産業の支援	伝統工芸品産業従事者の育成及び講座の開催支援	観光商工課																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">育成・講座の開催支援回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		育成・講座の開催支援回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	目標指標		育成・講座の開催支援回数																
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上															

④ 高齢者及び障がいのある人に対する生活自立支援

事業名	事業内容	担当課																	
在宅介護制度の充実	在宅介護事業の推進	高齢者支援課																	
	在宅介護情報の提供																		
高齢者等の生きがいづくり	高齢者向け各種講座の開設	公民館 高齢者支援課																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">高齢者向け各種講座開設数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回以上</td> <td>3回以上</td> <td>3回以上</td> <td>3回以上</td> <td>3回以上</td> </tr> </tbody> </table> (公民館)		目標指標		高齢者向け各種講座開設数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上
	目標指標		高齢者向け各種講座開設数																
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度															
3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上															
リーダーバンク登録による高齢者の生きがいづくり	生涯学習振興課																		
地域における高齢者の見守り	地域の見守りネットワークづくり	高齢者支援課																	
認知症高齢者の見守り・安全支援	認知症相談窓口の周知、警察と連携した連絡体制の強化																		
地域生活支援事業	障がい者の日常生活、社会生活支援事業の充実	障がい福祉課																	
	相談支援事業の充実																		
自立支援給付事業の推進	自立支援給付事業の充実																		

課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

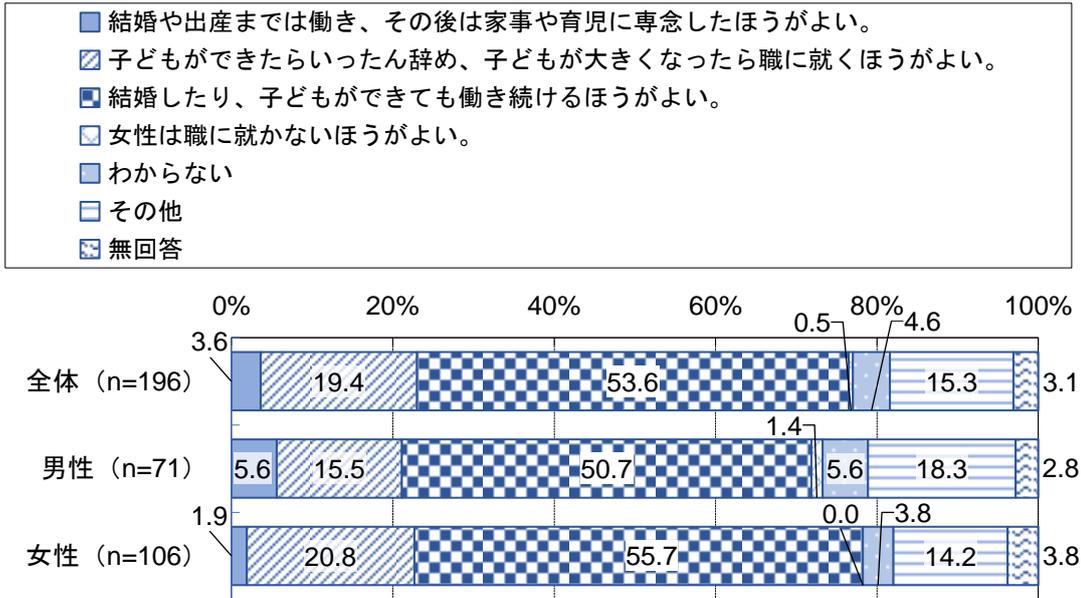
【現状と課題】

男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつありますが、市民意識調査の結果を見ると、職場では、男性が優遇されていると感じている人が33.7%（図表8参照）となっており、依然として高い割合を占めています。また、市民意識調査では、女性の20.8%が「子どもができたらいったん辞め、子どもが大きくなったら職に就くほうがよい。」と答えており、この中には、本人の希望ではなく、従来の固定的な性別役割分担意識から就業の中断を選択する女性も一定数いることが推測されます。妊娠・出産・育児などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な扱い（マタニティ・ハラスメント）を受けることなく就業を継続していくためにも、事業所に対して、就業環境の整備を促進させるための啓発を継続して実施する必要があります。また、市民意識調査の結果を見ると、男性に比べ女性の「会社員」の割合が低い一方、「非正規労働者（臨時・パート・アルバイト）」の割合は女性の方が高くなっており、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえるという意義もある反面、コロナウイルス感染症拡大に伴う女性失業者の増加や男女の賃金格差の一因ともなっているため、非正規労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取り組みが必要です。

事業所調査では、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、「既に十分取り組んでいる」と回答した事業所は37.4%に上りますが、さらに働く女性がその能力を十分に発揮できるよう、男性とともに長時間労働の削減や休暇取得などによる働き方改革を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や、多様で柔軟な働き方ができる働く人の立場に立った環境整備と、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）を促進する必要があります。

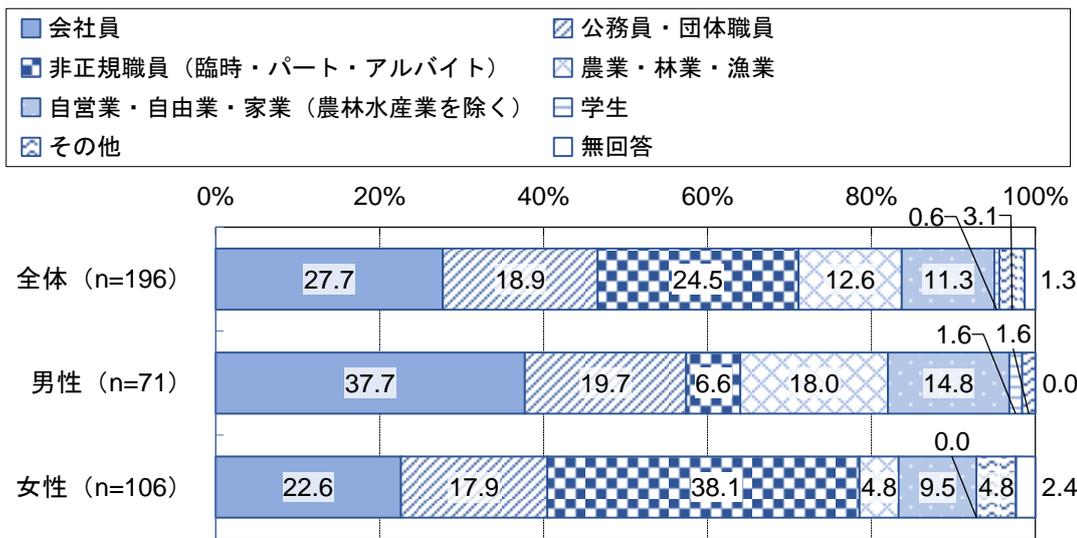
農業分野においては、就農者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中、女性農業者はその担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識が根強く残る分野であることから、男性が自営業主で女性は家族従事者という農業の補助的な立場にあるという実態が多くみられ、農業分野における男女共同参画の推進の障害になっています。これからの農業を女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担等を明確化する家族経営協定の締結を促進し、やりがいのある農業経営に転じていくことが必要です。

図表 18 女性が職業をもつことについての考え



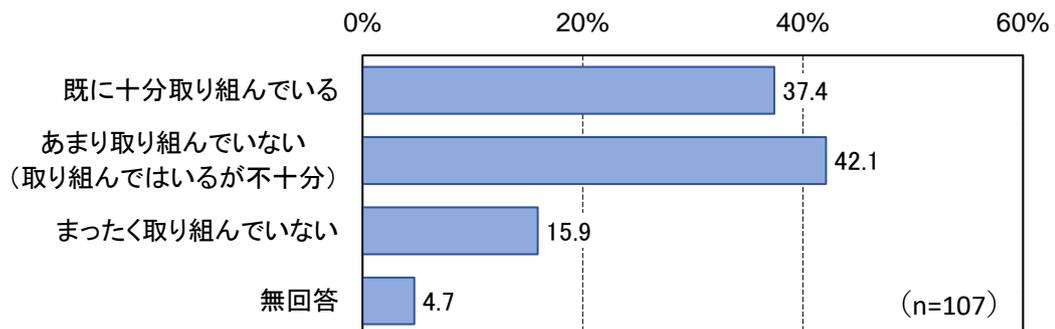
資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-

図表 19 現在の職業



資料：「市民意識調査」 -令和元（2019）年度-

図表 20 ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて



資料：「事業所アンケート」 -令和3（2021）年度-

【施策の方向】

長時間労働の削減や休暇取得などによる働き方改革の推進に向け、事業所に対して就業環境整備を促進させるための啓発活動を行うとともに、男女間格差の是正に向けた自主的かつ積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）を促します。

① ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と法制度の周知

事業名	事業内容	担当課																			
企業での女性活躍推進	女性経営者育成や女性の起業支援などを軸とした取り組みの推進	観光商工課																			
育児・介護休業制度の普及	事業所等に向けた意識啓発のため、制度に関するポスター・パンフレット等による情報提供 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">育児・介護休業制度の情報提供</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		育児・介護休業制度の情報提供					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	観光商工課
	目標指標		育児・介護休業制度の情報提供																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																
	新規採用職員研修での制度紹介 対象職員への働きかけによる取得促進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">男性職員の育児休業取得率</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		男性職員の育児休業取得率					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		17%	17%	17%	17%	17%	17%	総務課
目標指標		男性職員の育児休業取得率																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
17%	17%	17%	17%	17%	17%																
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解と関心を深めるための講座等の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">ワーク・ライフ・バランス講座開催回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table> （観光商工課／（働く女性の家））	目標指標		ワーク・ライフ・バランス講座開催回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	観光商工課 働く女性の家
目標指標		ワーク・ライフ・バランス講座開催回数																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																

② 企業への取り組み促進

事業名	事業内容	担当課																			
事業者への女性の職域拡大や柔軟な勤務形態等（ポジティブ・アクション）実施の働きかけ	ポジティブ・アクションの普及促進のため、関係団体への情報提供、働きかけ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（ポジティブ・アクション関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		情報提供回数（ポジティブ・アクション関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	観光商工課 総務課
目標指標		情報提供回数（ポジティブ・アクション関連）																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上																
国・県、事業所等と連携した子育てしやすい雇用労働環境の創出	県と連携したワーク・ライフ・バランス企業認証制度の周知 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">企業認証制度の周知回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		企業認証制度の周知回数					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回	1回	1回	1回	1回	1回	観光商工課
	目標指標		企業認証制度の周知回数																		
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回	1回	1回	1回	1回	1回																
	ハローワーク等と連携したワーク・ライフ・バランスの確保に関する国の雇用支援制度等の周知・活用促進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（ワーク・ライフ・バランス関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		情報提供回数（ワーク・ライフ・バランス関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		1回	1回	1回	1回	1回	1回	観光商工課
目標指標		情報提供回数（ワーク・ライフ・バランス関連）																			
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																	
1回	1回	1回	1回	1回	1回																

事業名	事業内容	担当課																
女性の多様な就業形態の普及と労働条件を確保するための関係法・制度の周知	労働基準法における女性保護規定に関する情報提供	観光商工課																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（子育て支援関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標	情報提供回数（子育て支援関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	目標指標		情報提供回数（子育て支援関連）															
	R4年度		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
	1回以上		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（女性保護規定関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標	情報提供回数（女性保護規定関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
目標指標	情報提供回数（女性保護規定関連）																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度														
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（子育て支援関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	情報提供回数（子育て支援関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		
目標指標	情報提供回数（子育て支援関連）																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度														
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th colspan="5">情報提供回数（女性保護規定関連）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	情報提供回数（女性保護規定関連）					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		
目標指標	情報提供回数（女性保護規定関連）																	
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度														
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上														

成果指標と数値目標

評価指標	把握方法	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
男性職員の育児休業取得の割合	令和8年度における 育児休業取得者数 ÷ 対象者数	16.7%	17%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「よく聞く」または「聞いたことがある」と回答した人の割合	令和7年度に 市民意識調査を 実施して把握	58.2% (令和元年度)	65%
「ワーク・ライフ・バランス」に既に充分に取り組んでいると回答した事業所の割合	令和7年度に 事業所アンケートを 実施して把握	37.4% (令和3年度)	50%

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

【関連する SDGs の開発目標】



課題 1 生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進

【現状と課題】

医療技術の進展に伴い、「人生 100 年時代」と言われるようになりました。そうした中、いかに健康で自立した状態を維持できるかが重要となります。今後も、市民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実のもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

また、近年、「生理の貧困」が大きな課題として挙げられるようになりました。「生理の貧困」とは、経済的な理由などで、生理用品を十分に入手できないことを指しますが、生理にかかる費用が1日あたり 100 円～140 円（生涯で生理にかかる費用を約 40 万円と想定）程度だとしても、限られた収入やお小遣いで生理用品を購入しなければならない状況のなかで、食費や交通費、学費等のより優先度の高い支払いを優先させざるを得ない状態にある人が一定数いることが顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。

平均的に、女性は男性よりも長寿の傾向があることから、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けるともいえます。また、障がいがあることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれないよう、個人の様々な生き方に沿った、きめ細やかな支援が必要です。

また、困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人がいない場合、地域の中で孤立する危険があります。地域における見守り体制を充実させるとともに、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制を強化することも重要です。

【施策の方向】

生涯にわたって健康に過ごせるよう、生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談、健康診査実施体制の充実を図るとともに、地域の中で孤立する市民を出さないよう、地域における見守り体制強化と高齢者の生きがいづくりを促進します。

① 健康保持増進事業の推進、生涯を通じた健康支援

事業名	事業内容					担当課
女性のための健康講座	女性の健康に関するパネル展示					健康増進課
	目標指標		パネル展示の実施回数			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
	1回	1回	1回	1回	1回	

事業名	事業内容	担当課															
健康保持増進事業の推進	健康教育・相談・健（検）診の積極的な実施	健康増進課															
	健康づくり推進員への男性参加の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">健康づくり推進員への男性参加</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		健康づくり推進員への男性参加			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2人	2人	3人	3人	3人	健康増進課
	目標指標		健康づくり推進員への男性参加														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
2人	2人	3人	3人	3人													
各健（検）診後の結果説明時における食生活改善の栄養指導	健康増進課																
食生活改善への積極的な取り組み	食育講話・研修会の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">食育講話・研修会の実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		食育講話・研修会の実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	5回	5回	5回	5回	5回	健康増進課
	目標指標		食育講話・研修会の実施回数														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
	5回	5回	5回	5回	5回												
食生活改善推進員との連携による料理講習会 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">料理講習会に男性が参加する割合</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		料理講習会に男性が参加する割合			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	10%	10%	15%	15%	15%	健康増進課	
目標指標		料理講習会に男性が参加する割合															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
10%	10%	15%	15%	15%													
小・中学校への啓発活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">小・中学校での啓発活動実施回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> (学校教育課)	目標指標		小・中学校での啓発活動実施回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3回	3回	3回	3回	3回	学校教育課	
目標指標		小・中学校での啓発活動実施回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
3回	3回	3回	3回	3回													
食生活改善推進員への男性参加の推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">食生活改善推進員への男性参加</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		食生活改善推進員への男性参加			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2人	2人	3人	3人	3人	健康増進課	
目標指標		食生活改善推進員への男性参加															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
2人	2人	3人	3人	3人													
喫煙、飲酒、薬物乱用等防止教育の推進	リーフレットの作成・配付による意識啓発	健康増進課															
	警察署やPTAなど関係機関との連携を強化し、喫煙や飲酒、薬物防止運動の取り組み	学校教育課															
介護予防・生活支援の取り組み	運動教室や通いの場事業等を実施し、介護予防、生きがいづくりを促進	高齢者支援課															
	各講座等における男性の参加しやすいプログラムづくり <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">高齢者向け講座の男性参加者割合</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>18%</td> <td>18%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		高齢者向け講座の男性参加者割合			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	15%	15%	18%	18%	20%
	目標指標		高齢者向け講座の男性参加者割合														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
15%	15%	18%	18%	20%													
高齢者の役割づくりとして、老人クラブ連合会による友愛見守り活動や通いの場事業等の実施																	

課題2 困難を抱える人々が安心して暮らせる支援

【現状と課題】

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景に貧困等生活上の困難に陥りやすい傾向があります。子育て世帯の貧困は、子どもが成人した後まで貧困が続く「貧困の連鎖」に陥るリスクが高まります。女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るためには、子どもの貧困対策のみならず、個人の多様な生き方に沿った切れ目のない支援が重要であり、貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うセーフティネットを準備し、その支援が届きやすくなるよう努めることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしています。加えて、平時の固定的な性別役割分担意識を反映した「ジェンダーに起因する諸課題」も一層顕在化しており、必要な支援が明らかになってきています。そこで、この経験も踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図ることが急務と考えられます。

性的志向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、等を理由に社会的困難を抱えている人たちが、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景として、更に複合的な困難を抱えることもあります。そのため、そのような人々に関する正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることも必要です。多様な属性をもつ人々の人権が尊重される社会を実現することは、それ自体が極めて重要なことですが、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクを低減することにもつながります。すべての女性が、結婚・出産・育児といった大きなライフイベントを経験したのちも働き続けられ、健康で文化的な生活を送るために十分な賃金を確保できるよう、就業・生活面での環境整備をおこなうこと、そして、ひとり親家庭等に対し、相談窓口のワンストップ化、子どもの学習支援や居場所づくり、養育費の確保支援等、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな支援を提供すること、さらには、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困世帯や子どもへの支援、次世代を担う子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、地域の実情に即した切れ目のない支援を行うことが重要となります。

【施策の方向】

安心して子育てし暮らし続けられるよう、ひとり親家庭等に対し、相談窓口のワンストップ化、子どもの学習支援や居場所づくり、養育費の確保支援、災害時の緊急対応など、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困世帯や子どもへの支援、働き続けるための就業環境整備等を促進します。

① 生活上の困難を抱えた人々への支援

事業名	事業内容	担当課															
ひとり親家庭の自立支援策の推進	ひとり親家庭等の自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の就業支援制度の周知及び利用促進	児童家庭課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">自立支援教育訓練給付制度活用件数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件以上</td> <td>1件以上</td> <td>1件以上</td> <td>1件以上</td> <td>1件以上</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		自立支援教育訓練給付制度活用件数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上
	目標指標		自立支援教育訓練給付制度活用件数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1件以上	1件以上	1件以上	1件以上	1件以上													
相談・支援体制の充実及び宮古島市母子寡婦福祉会の活動支援																	
養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要な家庭に対して、適切な養育確保のため、居宅訪問、養育に関する指導・助言の実施	児童家庭課															
産後ケア事業の実施	出産後支援が特に必要な母子に対して、心身のケア、育児のサポート等を行う	健康増進課															
非正規労働者への情報提供	非正規及び短時間労働者の社会保険適用拡大等関連制度についてポスター・パンフレットによる情報提供	観光商工課 働く女性の家															
自立支援制度と相談窓口の周知	生活自立相談窓口の周知	福祉政策課															
	生活困窮者自立支援制度の内容周知																

② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策等の充実

事業名	事業内容	担当課
宮古島市子ども・子育て支援事業計画の推進	延長保育、一時保育、土曜保育、休日保育、5歳児保育、病児・病後児保育の実施、ファミサポ、子育て支援センター、児童館、学童保育（放課後児童クラブ）や地域子育て支援拠点事業等の充実	児童家庭課 子ども未来課
相談体制の充実	子育て中の家族を支援するため、相談体制の充実、支援制度等の周知徹底	児童家庭課 学校教育課 健康増進課
レスパイトケアへの理解と利用促進	介護支援制度、子ども子育て支援制度、障がい者支援制度に関する情報提供とサービス利用促進	高齢者支援課 児童家庭課 障がい福祉課

③ 働き続けるための就業環境の整備

事業名	事業内容	担当課															
各ハラスメント防止対策の徹底（再掲）	オンライン等を活用した職員研修の実施	総務課															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">講習会・研修会の開催回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">計画期間中に1回</td> </tr> </tbody> </table>		目標指標		講習会・研修会の開催回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計画期間中に1回				
	目標指標		講習会・研修会の開催回数														
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
計画期間中に1回																	
講習会・研修会の開催																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">講習会・研修会の開催回数</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">計画期間中に2回</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標		講習会・研修会の開催回数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計画期間中に2回					働く女性の家	
目標指標		講習会・研修会の開催回数															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
計画期間中に2回																	

事業名	事業内容	担当課															
各ハラスメント防止対策の徹底 (再掲)	事業者に向けた意識啓発のため、パンフレット等による情報提供 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">ハラスメント防止対策情報提供</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> <td>1回以上</td> </tr> </table>	目標指標		ハラスメント防止対策情報提供			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	観光商工課
	目標指標		ハラスメント防止対策情報提供														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上													
	相談窓口の設置	総務課															
職場の母性健康管理の周知徹底	関連諸制度の広報	健康増進課															
	職員の育児時間等の取得推進	総務課															
家族経営協定の推進	家族で農業に従事する世帯へ向けた意識啓発活動実施 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">家族協定締結戸数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td colspan="5">5戸</td> </tr> </table>	目標指標		家族協定締結戸数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	5戸					農政課
	目標指標		家族協定締結戸数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
5戸																	
	関係機関との連携強化																
認定農業者の拡大	各種研修会を通じた育成、認定に向けた施策の広報と支援 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">認定農業者数（女性数）</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td colspan="5">3人</td> </tr> </table>	目標指標		認定農業者数（女性数）			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	3人					農政課
	目標指標		認定農業者数（女性数）														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
3人																	
	関係機関との連携強化																
農業者年金事業	パンフレット等を活用した農業者年金制度の周知と加入促進 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">農業者年金制度加入者数</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> </tr> </table>	目標指標		農業者年金制度加入者数			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	5人	5人	5人	5人	5人	農業委員会
	目標指標		農業者年金制度加入者数														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
5人	5人	5人	5人	5人													

④ 男女共同参画の視点にたった緊急時対応

事業名	事業内容	担当課														
災害対応に関わる職員等への支援	災害対応業務と家庭の両立を支援するための、対象職員向けの子育て・介護支援策や、身体的精神的ケアの準備	総務課														
避難所等の環境整備促進	避難所等へ女性等に配慮した環境整備の啓発・促進を行う <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーの確保された空間の確保 ・ 男女別の更衣室、物干し場や入浴設備 ・ 授乳室及び女性用品の配布場所設置 ・ 女性用トイレ数の増や多目的トイレの設置など 	防災危機管理課														
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">目標指標</td> <td colspan="3">研修会・講習会・関係者への意識づけ</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </table>	目標指標		研修会・講習会・関係者への意識づけ			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	2回	2回	2回
目標指標		研修会・講習会・関係者への意識づけ														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度												
2回	2回	2回	2回	2回												

課題3 男女共同参画の視点にたった防災対策

【現状と課題】

地域の安全・安心という見地からは、東日本大震災の教訓を活かし、平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別だけでなく、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。また、地域の防災力を強化するためには、日頃から男女共同参画の視点を取り入れた取組や対策を行うことが重要です。そのためには、防災・復興に係る方針決定の場に女性の参画を進め、災害・復興時に起こる様々な問題について、女性、子育て、高齢者などのニーズを踏まえ取り組むことが必要です。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じたため、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等には改めて具体的な方針が定められました。そして、内閣府男女共同参画局からは令和2年5月に、「災害対応力を強化する女性の視点」～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～が示されています。同ガイドラインでは次の「7つの基本方針」が明記されています。

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

【施策の方向】

平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別だけでなく様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図ります。また、防災・復興に係る方針決定の場へ多用な属性を持つ市民の参画を促し、災害・復興時に関わる諸問題について、女性や子育て世帯、高齢者などのニーズも踏まえた取り組みができるよう努めます。

① 災害等発生を想定した平時からの備え

事業名	事業内容	担当課															
地域防災意識の向上	防災に関する組織等への女性の参加促進 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">女性参画（防災会議等）</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> <tr> <td>31%</td> <td>32%</td> <td>33%</td> <td>34%</td> <td>35%</td> </tr> </table>	目標指標		女性参画（防災会議等）			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	31%	32%	33%	34%	35%	防災危機管理課
	目標指標		女性参画（防災会議等）														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
31%	32%	33%	34%	35%													
減災や防災に向けた研修会や講習会を通じた、地域の防災ネットワークづくりの支援 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">研修会・講習会・ネットワーク支援</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> <tr> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>10回</td> <td>10回</td> </tr> </table>	目標指標		研修会・講習会・ネットワーク支援			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	10回	10回	10回	10回	10回		
目標指標		研修会・講習会・ネットワーク支援															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
10回	10回	10回	10回	10回													
防災関連計画における男女共同参画促進	防災関連計画に男女共同参画の考え方（女性や子ども、プライバシーへの配慮など）を反映 ■宮古島市地域防災計画 ■宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">地域防災計画の見直し</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> <tr> <td colspan="5">地域防災計画の次回見直し時に対応 (防災危機管理課)</td> </tr> </table>	目標指標		地域防災計画の見直し			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	地域防災計画の次回見直し時に対応 (防災危機管理課)					防災危機管理課 福祉政策課
	目標指標		地域防災計画の見直し														
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
地域防災計画の次回見直し時に対応 (防災危機管理課)																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">目標指標</th> <th colspan="3">災害時避難行動要支援者避難支援計画の見直し</th> </tr> <tr> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> <tr> <td colspan="5">災害時避難行動要支援者避難支援計画の次回見直し時に対応 (福祉政策課)</td> </tr> </table>	目標指標		災害時避難行動要支援者避難支援計画の見直し			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	災害時避難行動要支援者避難支援計画の次回見直し時に対応 (福祉政策課)						
目標指標		災害時避難行動要支援者避難支援計画の見直し															
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度													
災害時避難行動要支援者避難支援計画の次回見直し時に対応 (福祉政策課)																	
性差等にも配慮した生活必需品の備蓄	生活必需品等の供給対象に女性の避難に配慮した物品（生理用品など）を追加し備蓄する	防災危機管理課															
要支援者情報の共有	避難行動要支援者避難支援の個別計画作成促進と平時からの情報共有（条例化等に基づく情報公開）の検討	福祉政策課															

成果指標と数値目標

評価指標	把握方法	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
女性の活躍を推進するための取り組みについて「何らかの取り組みを実施している」と回答した事業所の割合	令和7年度に事業所アンケートを実施して把握	73.8% (令和3年度)	80%

第5章 計画の推進

男女共同参画の推進にあたっては、市のあらゆる施策の中に男女共同参画の視点が取り入れられているか点検し、全庁的なネットワークのもとに連絡調整していくことが、何よりも大切です。

そのため、意識啓発や調査研究、資料の収集と提供、民間団体・関係機関との連携等の活動を図ります。また、プランの策定に当たり、その進行管理の徹底を図るとともに、時代の変化に伴って適宜見直しを行います。

1 全庁的な推進体制の確立

男女共同参画を市の主要な施策と位置づけ、職員一人ひとりが行政のあらゆる分野において男女共同参画の視点を持って業務を遂行することが重要となります。男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要な事への認識を深め、連携・協力体制を推進します。

また、毎年度、施策の進捗状況を調査し、庁内の推進委員として設置している「作業部会、幹事会、推進委員会」において推進上の課題や改善すべき点などを共有し、課題の解決を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の施策について、目標を達成するために、毎年度「宮古島市男女共同参画懇話会」に策定後の取組の調査や計画の実施状況について報告を行い、その意見を踏まえて改善を進め、各施策の着実な取組に努めます。

3 市民・事業者、関係機関との連携協働の推進

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民、事業者が一体となって、互いに連携、協力しながら各施策を推進していくことが重要です。そのため、本計画の周知を図るために市のホームページや男女共同参画週間におけるパネル展、広報誌等を活用した啓発活動をおこない、男女共同参画の実現に向け、市民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、活動の展開を図ります。

ア行

アフターコロナ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に流行した後の社会のあり方を問う文脈で用いられる表現。

SNS

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

エンパワーメント

各々が本来持っている力を引き出し、問題解決の手段として自らの中に力を蓄え積極的に行動すること。特に、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となり、力を発揮し行動していくこと。

カ行

家族経営協定

農業経営を担う家族全員が、お互いの意思を尊重し合いながら、共同経営者として農業経営の作業分担や報酬、休日、家事等の作業分担について文書で取り決めたもの。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ行

ジェンダー

人間が持つ生まれつきの生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会によって作り上げられた男性像、女性像のこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。



人口置換水準

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

生涯未婚率

「45～49 歳」と「50～54 歳」の未婚率の平均値で、「50 歳時」の未婚率を算出した数値。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。

性的志向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

性的マイノリティ（性的少数者）

同性愛者、体の性とこころの性が一致しない人などをいう。「LGBT」や「LGBTQ」と呼ばれる場合もある。

- ・L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・T（トランスジェンダー）：生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人
- ・Q（クエスチョニング）：性的自認が定まっていない（自身の性について明確な認識のもてない）人。
- ・G（ゲイ）：男性の同性愛者

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の発言や行動を指し、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を被らせたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。男性から女性に対するものだけではなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的いやがらせも、セクシュアル・ハラスメントとみなされる。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に良好な状態であり、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

夕行

DV：ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力のこと。女性が被害者である場合が圧倒的に多い。その形態は、身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々であり、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こっている。

ナ行

認定農業者

市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想に示した農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で、市町村が地域における将来にわたる農業経営の担い手として認定した農業者。

ハ行

ハラスメント

いろいろな場面で、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせること。

避難行動要支援者

高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。

ポジティブ・アクション

様々な分野において、固定的な性別による役割分担意識等から活動に参画する機会の男女間格差が生じている場合、これを改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実践していくもの。

マ行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠・出産を理由に、解雇、雇い止め、降格などの不利益を被ったり、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。

ラ行

リーダーバンク

いろいろな分野において知識や技能を持っている方で、市民団体やグループ等に指導できる人材を登録する制度。

リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のこと。

レスパイトケア

「小休止」や「一時中断」という意味で、育児や介護、看護から家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのこと。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

「男女共同参画社会」
とは？

「男は仕事」「女は家庭」「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」などなど……。性によって男女の役割を決めるのではなく、それぞれの個性や能力を認め合い助け合う社会。それがあたりまえとなる社会が「男女共同参画社会」です。

「うい」は英語の We で「私たち」、「ずう」は方言の「行きましょう」の意で、男女が共に歩む情景をイメージしたものです。

また、連続音としての「ういず」は英語の With 「一緒に」という意味があり、すべての市民・老若男女が「男女共同参画社会」の実現に向けて、ともに歩いていこうという期待を込めています。

宮古島市がつくる
「うい・ずうプラン」
とは？